

雇用継続給付 のしおり

(高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付)

平成17年8月



東京労働局職業安定部雇用保険課
ハローワーク(公共職業安定所)

雇用継続給付受給の手続きについての留意事項

1 事業主のみなさまにお願いします！

雇用継続給付に関する支給申請の手続きは、その支給を受ける被保険者本人が行うこととなりますが、その書類の提出については、その被保険者を雇用する事業主が被保険者に代わって手続きを行うよう、ご協力をお願いします。

一の事業所に雇用される全ての雇用継続給付の受給資格者の支給申請手続きについては、その事業主が事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数の代表者）との間の協定に基づき、公共職業安定所長が指定する支給申請月（日）に、一括して行うようにしてください。

この場合、あらかじめ、事業主がその事業所の被保険者について最初に支給申請書を提出する際に、あわせて「雇用継続給付の手続きを事業主が行うことについての承諾書（支給申請に係る承諾書）」（P. 80 参照）を提出してください。

2 届出期限・支給申請期限にご注意ください！

雇用継続給付に関する届出及び支給申請の期限は法令により定められています。届出をしなかったり、定められた期限を過ぎてしまうと、雇用継続給付の受給ができなくなる場合があります。

特に支給申請については、その定められた期限を過ぎると原則として給付金の支給ができなくなりますので、十分ご注意ください。

指定された支給申請月（日）にハローワークに来ることができなくなった場合は、必ず電話などで連絡してください。また、電話の場合は、対応した職員の名前を必ず聞いておいてください。

3 賃金額等の記載に誤りや漏れ、雇用保険の手続き漏れはありませんか？

雇用継続給付金の支給額は、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（期間）に支払われた賃金額を比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、既に提出した賃金月額証明書や支給申請書中の賃金額の記載に誤りや一部算入漏れがあった場合、正しい金額によりあらためて支給するため、既に支給された給付金を回収しなければならない場合があります。

また、育児休業給付及び介護休業給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れや、被保険者に係る被保険者区分の変更手続き漏れがあった場合も、正しく処理を行うため、上記と同様、既に支給した給付金を回収しなければならない場合があります。

この給付金の回収手続きは煩雑であるばかりでなく、かなり高い金額を一度に回収する場合もあることから、事業主及び受給者のみなさまにかなりの負担・不利益が生じることになります。

雇用継続給付に関する手続きの際は、上記の点について十分ご注意ください。

目 次

雇用継続給付受給の手続きについての留意事項

1 高年齢雇用継続給付の概要

I 高年齢雇用継続基本給付金の概要

1. 受給資格…………… 7
2. 支給要件…………… 9
3. 支給額…………… 9
4. 支給対象期間…………… 12

II 高年齢再就職給付金の概要

1. 受給資格…………… 13
2. 支給要件及び支給額…………… 14
3. 支給対象期間…………… 14

III 高年齢雇用継続給付の支給申請手続き

1. 高年齢雇用継続基本給付金に係る初回申請手続き…………… 15
2. 2回目以降の支給申請について…………… 17
3. 支給申請書に記載する賃金額について…………… 17
4. 支給申請時期について…………… 17
5. 高年齢再就職給付金に係る受給資格の確認手続きについて…………… 18
6. あらかじめ受給資格確認を行う場合…………… 18
7. 支給・不支給の決定通知について…………… 19
8. 支給方法について…………… 19
9. 支給申請に係る承諾書…………… 19

IV 高年齢雇用継続給付の受給資格者が被保険者資格を喪失した場合

1. 被保険者資格喪失直前の支給対象月（日）に係る支給申請手続き…………… 20
2. 高年齢雇用継続給付の延長申請について…………… 21

V 高年齢雇用継続給付各種申請書等の記載例及び通知例…………… 22

VI 高年齢雇用継続給付に関するQ&A…………… 27

2 育児休業給付の概要

育児休業給付制度（新）

I 育児休業基本給付金の概要

1. 受給資格…………… 33
2. 1歳6ヶ月まで支給対象となる場合…………… 34
3. 支給要件…………… 34
4. 支給額…………… 35
5. 支給対象期間…………… 36

II	育児休業者職場復帰給付金の概要	
1.	支給要件	37
2.	支給額	37
III	育児休業給付の受給資格確認手続き	
1.	育児休業基本給付金の受給資格確認手続き	37
2.	育児休業者職場復帰給付金の受給資格確認手続き	38
IV	育児休業給付の支給申請手続き	
1.	育児休業基本給付金の支給申請手続き	39
2.	育児休業基本給付金の延長の支給申請手続き	40
3.	支給・不支給決定の通知について	42
4.	支給方法について	42
5.	支給申請に係る承諾書について	42
6.	育児休業者職場復帰給付金の支給申請手続き	42
	育児休業給付制度（旧）	
I	育児休業基本給付金の概要	
1.	受給資格	44
2.	支給要件	45
3.	支給額	46
4.	支給対象期間	46
II	育児休業者職場復帰給付金の概要	
1.	支給要件	47
2.	支給額	47
III	育児休業給付の受給資格確認手続き	
1.	育児休業基本給付金の受給資格確認手続き	47
2.	育児休業者職場復帰給付金の受給資格確認手続き	48
IV	育児休業給付の支給申請手続き	
1.	育児休業基本給付金の支給申請手続き	49
2.	育児休業者職場復帰給付金の支給申請手続き	50
V	育児休業給付各種申請書等の記載例及び通知例	52
VI	育児休業給付に関するQ & A	59
3	介護休業給付の概要	
I	介護休業給付制度の概要	
1.	受給資格	63
2.	支給の対象となる介護休業	63
3.	複数回の受給が可能な場合	64
4.	支給要件	64
5.	支給額	65
6.	支給対象期間	66
II	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（介護）」の提出	67

Ⅲ 介護休業給付の支給申請手続き	67
1. 介護休業給付金の支給申請手続き	67
2. 2回目以降の介護休業給付金の支給申請手続き	68
Ⅳ 介護休業給付各種申請書等の記載例及び通知例	70
Ⅴ 介護休業給付に関するQ&A	75
4 雇用継続給付の受給資格者が死亡した場合	77
5 雇用継続給付の不正受給について	77
6 雇用保険審査制度	78
資料	
Ⅰ 「雇用継続給付の手続きを事業主が行うことについての承諾書」の参考例	80
Ⅱ 高年齢雇用継続給付の低下率と支給率の対応表	81
Ⅲ 高年齢雇用継続給付の支給額早見表	82
Ⅳ 育児休業給付に係る休業開始日早見表	84
Ⅴ 期間雇用者の育児・介護休業に係る報告	85

1 高年齢雇用継続給付制度の概要

高年齢雇用継続給付とは…

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60歳から65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日に施行されました。

具体的には、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満（旧制度対象者については85%未満）に低下した状態で働いている場合に支給されます。

この高年齢雇用継続給付には、

- ① 雇用保険の失業給付を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

と

- ② 雇用保険の失業給付の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

の2種類があります。

（ご注意）

平成15年5月1日に雇用保険法が改正されたことにより、高年齢雇用継続給付に係る支給要件（賃金の低下率）、支給率、支給限度額が変更になりました。

変更後の内容が適用される方は次のとおりです。

1 高年齢雇用継続基本給付金の対象者

60歳に到達した日（60歳の誕生日の前日。なお、60歳到達時点で被保険者であった期間が通算して5年を満たさなかった場合は、5年を満たした日）が、平成15年5月1日以後の被保険者の方

2 高年齢再就職給付金の対象者

再就職により安定した職業に就いた日が、平成15年5月1日以後の方

なお、上記に該当しない方については変更前の内容が適用されますが、この「雇用継続給付のしおり」において、当該者のことを「旧制度対象者」といいます。

I 高年齢雇用継続基本給付金の概要

雇用保険の被保険者が60歳に達した後、雇用保険の失業給付（失業した時に支給される雇用保険の給付金）を受給しないで、60歳時点の賃金に比べて75%未満（旧制度対象者については85%未満）の賃金で働いている方を対象とした給付金です。

1. 受給資格

(1) 60歳到達日において被保険者であった場合

60歳到達日（「60歳の誕生日の前日」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格の要件は次のとおりです。

- ① 60歳以上65歳未満の一般被保険者（短時間労働被保険者を含む。）であること。
- ② 被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が1年以内であって、この期間内に失業給付（再就職手当、傷病手当を含む。）の支給を受けていない場合に全て通算できます。

雇用する被保険者が60歳に到達し、この給付金を受けようとする場合には、（原則として）事業主が、その事業所の所在地を管轄するハローワークで、支給申請手続き及び受給資格確認手続き（P.15以降参照）を行ってください。そこで上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者（「受給資格者」といいます）であって、60歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された賃金月額に比べて、75%未満（旧制度対象者については85%未満）に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

「賃金月額」とは…

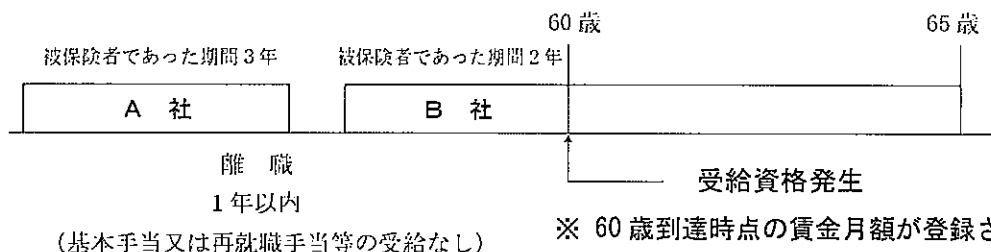
60歳到達日（又は受給資格を満たした日）を離職日とみなした場合に算定されることとなる基本手当の賃金日額（離職直前6ヵ月の賃金額の合計を180で除したもの）を30倍したものです。
 ただし、算定された賃金月額が、452,100円を超える場合は、452,100円となります。

※ 60歳到達時点において受給資格を満たさなかった場合でも…

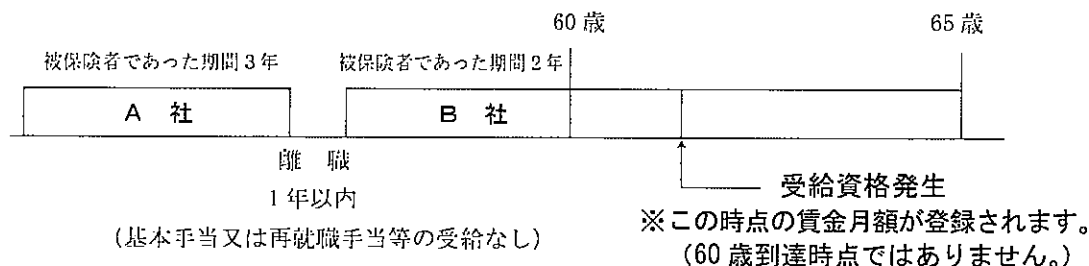
受給資格確認手続きを行ったところ、60歳到達時点において被保険者であった期間が通算して5年に満たないため、受給資格が確認されなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点で、再度手続きを行うことにより受給資格の確認を受けることができます。

ただし、この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点）における賃金月額が登録されることとなりますのでご注意ください。

(例示1) 60歳到達時点で受給資格の要件を満たした場合



(例示 2) 60歳到達時点以降、受給資格を満たした場合



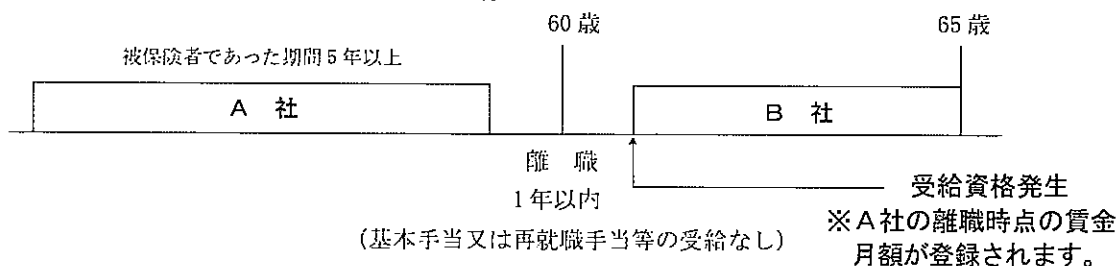
(2) 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- ① 60歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ② 60歳到達前の離職した日の翌日が、60歳到達後に再雇用された日の前日から起算して1年以内（基本手当に係る受給期間の延長を行っている場合は、その受給期間内）にあること。
- ③ ②の期間に基本手当（再就職手当等を含む。）又は特例一時金を受給していないこと。

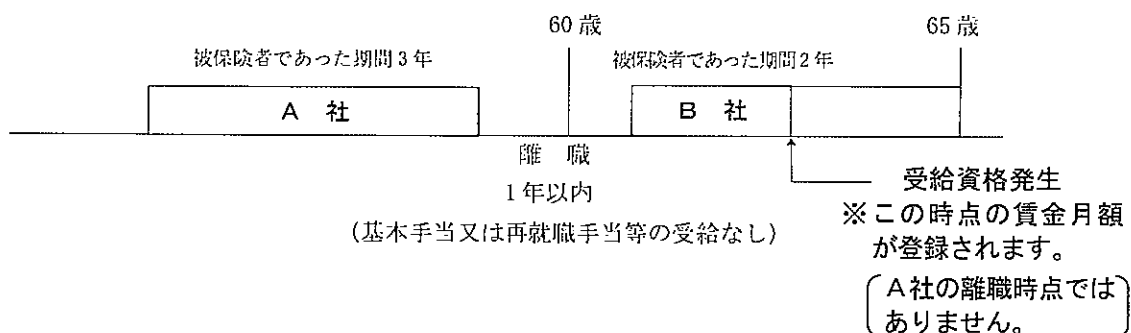
事業所を管轄するハローワークで、受給資格確認手続きを行い、受給資格が確認された場合は、60歳到達時前の離職した時点の賃金月額が登録されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合であっても、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格確認を受けることができます。（この場合、受給資格を満たした時点の賃金月額が登録されます）。

(例示 1) 再就職時点で受給資格を満たした場合



(例示 2) 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



2. 支給要件

受給資格者が、「支給対象期間」(P.12参照)の、一般被保険者として雇用されている各月(暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。)において、次の要件を満たしている場合に支給の対象(「支給対象月」といいます)となります。

なお、「各月に支払われた賃金額」の考え方については、次のページの「『支払われた賃金額』について」をご覧ください。

- ① 各月に支払われた賃金額が、原則として60歳到達時等の賃金月額(旧制度対象者については85%未満)であること。
- ② 各月に支払われた賃金額が339,484円未満(旧制度対象者については385,635円未満)であること。
- ③ 各月について、育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けることができないこと。

3. 支給額

- (1) 支給額は、支給対象月ごとに、賃金の低下率(支払われた賃金額(みなし賃金額を含む)÷60歳到達時等の賃金月額×100)に応じて、次の計算式により決定されます。なお、後述の支給限度額や最低限度額により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

低下率(支払われた賃金額(みなし賃金額を含む)÷60歳到達時等の賃金月額×100)をXとして、

- ① 低下率が61%未満の場合

$$\text{支給額} = \text{実際に支払われた賃金額} \times 15\%$$

- ② 低下率が61%以上75%未満の場合

$$\text{イ 支給率}(Y) = \frac{-183X + 13,725}{280} \times \frac{100}{X}$$

$$\text{ロ 支給額} = \text{実際に支払われた賃金額} \times Y \times 1/100$$

※ 旧制度対象者については

- ① 低下率が64%未満の場合

$$\text{支給額} = \text{実際に支払われた賃金額} \times 25\%$$

- ② 低下率が64%以上85%未満の場合

$$\text{イ 支給率}(Y) = \frac{-16X + 1,360}{21} \times \frac{100}{X}$$

$$\text{ロ 支給額} = \text{実際に支払われた賃金額} \times Y \times 1/100$$

(端数処理について)

「低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

- (2) 各月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額339,484円（平成17年7月31日までは346,224円、旧制度対象者については、385,635円）を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。
- (3) 高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額1,656円（平成17年7月31日までは1,688円、旧制度対象者については、1,712円）を超えない場合には、支給されません。
- (4) 支給限度額及び最低限度額は毎年8月1日に変更される場合があります（ただし、旧制度対象者に係る支給限度額及び最低限度額は今後変更されることはありません）。

支給額算出の例（改正後の支給率が適用される場合）

60歳到達時等の賃金月額が30万円であって

- (1) 支給対象月に支払われた賃金額が18万円の場合（低下率61%未満）

$$\text{支給額} = 180,000 \text{円} \times 15\% = 27,000 \text{円}$$

- (2) 支給対象月に支払われた賃金額が20万円の場合（低下率61%以上75%未満）

$$\text{イ } 200,000 \div 300,000 \times 100 = 66.666\cdots \rightarrow 66.67$$

$$\text{ロ } (-183 \times 66.67 + 13,725) / 280 \times 100 / 66.67 = 8.165\cdots \rightarrow 8.17$$

$$\text{ハ } 200,000 \times 8.17 \times 1 / 100 = 16,340 \text{円 (支給額)}$$

- (3) 支給対象月に支払われた賃金額が24万円の場合

$$\text{低下率 } 240,000 \div 300,000 \times 100 = 80\% \text{ のため、支給されません。}$$

「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「実際に支払われた賃金額」のことをいいますが、その賃金額の中に、次の2に揚げられた理由により、賃金の減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算（この加算した金額のことを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断します。

1 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、賃金の「支払日」を基準としています。

(例) 賃金締切日が月末、支払日が翌月5日であって、8月5日に28万円（7月分）、9月5日に30万円（8月分）の支払いがあった場合の「8月に支払われた賃金額」は？
 → 7月分の賃金であっても、8月中に支払われたものなので、「8月に支払われた賃金額」は28万円となります（9月5日に支払われた30万円は、8月分の賃金ではあっても、9月中に支払われたものなので、「8月に支払われた賃金額」とは扱いません）。

ただし、本来毎月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため数ヵ月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当の額を対象月数で除した額を、支払のあった月以降の各月に割振って計上するという特別の取扱いを行います（端数は最後の月分に加算します）。

(例) 4月～9月の6ヵ月分の通勤手当として20,000円が3月に支払われた場合の取扱いは？
 → 支払のあった3月から7月についてそれぞれ3,333円、8月については3,335円が支払われたものとして計上します。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
対象期間	×						
計上する金額	3,333円	3,333円	3,333円	3,333円	3,333円	3,335円	×

なお、最初の支給対象期間前に数ヵ月分一括して支払われた通勤手当については算入されませんのでご注意ください。

2 「みなし賃金額」について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合は、その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を考えることとなります。

これを、「みなし賃金額」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、次のとおりです。

- ① 受給資格者の責めに帰すべき理由、自己の都合による欠勤、冠婚葬祭等の私事
- ② 疾病又は負傷
- ③ 事業所の休業
- ④ 妊娠、出産、育児
- ⑤ 介護
- ⑥ 争議行為(同盟罷業、怠業、事業所閉鎖)

(例) 賃金月額が 30 万円で、各月に実際に支払われた賃金が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円である場合

→ 欠勤による賃金の減額があるので、 $18 \text{万円} + 3 \text{万円} = 21 \text{万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。低下率は $21 \text{万円} \div 30 \text{万円} = 70.00\%$ 、支給率は 4.67 となります。そして支給額は $18 \text{万円} \times 4.67\% = 8,406 \text{円}$ となります。

(注意)

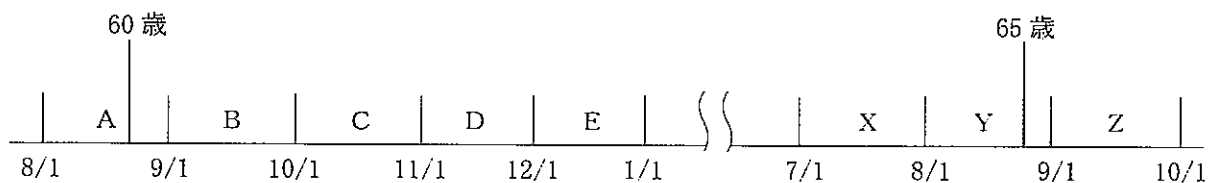
「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその低下率に応じた支給率を乗ずることとなります。

4. 支給対象期間

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- (1) 原則的には60歳到達日の属する月から、65歳に達する日の属する月までの間
- (2) 60歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月からとなります。
- (3) 60歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに雇用され被保険者資格を取得した日又は受給資格を満たした日の属する月からとなります。

例えば、誕生日が8月20日であって、60歳到達時点で被保険者であった期間が通算して5年を満たした場合は、下図のAからYまでが支給対象期間となります(AからYまでの各月ごとに前述の支給要件(P.9参照)を判断することとなります)。



Ⅱ 高年齢再就職給付金の概要

雇用保険の基本手当を受給していた60歳以上65歳未満の受給資格者が、支給日数を100日以上残して再就職し、再就職後の各月の賃金が直前の離職時の賃金の75%未満（旧制度対象者については85%未満）に低下した場合に支給される給付金です。

1. 受給資格

高年齢再就職給付金の受給資格の要件は次のとおりです。

- ① 60歳以上65歳未満で再就職した一般被保険者（短時間労働被保険者を含む。）であること。
 - ② 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
 - ③ 再就職する前に基本手当（失業した時に支払われる雇用保険の給付金）の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が100日以上あること。
 - ④ 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
 - ⑤ その再就職について、再就職手当（又は早期再就職支援金）を受給していないこと。
- ※ ただし、旧制度対象者については、上記②及び⑤の要件は不要です。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄するハローワークで、高年齢再就職給付金に係る受給資格確認手続き（P.18参照）を行ってください。

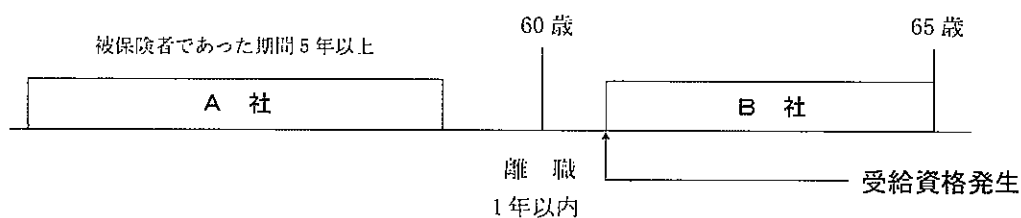
この手続きにより、ハローワークにおいて受給資格の確認を行うとともに、「再就職前に受給していた基本手当に係る賃金日額×30に相当する額」を「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することになります。

※ 受給資格を満たさなかった場合は…

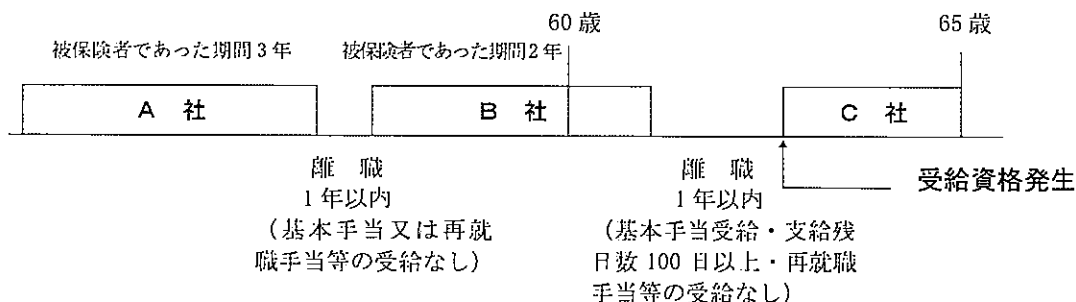
受給資格確認手続きを行ったところ、上記の要件を満たさず、受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間5年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

（例示1） 基本手当の支給日数を100日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



（基本手当受給・支給残日数100日以上・再就職手当等受給なし）

(例示2) 60歳前後に離職し、基本手当受給後支給日数を100日以上残して再就職した場合



2. 支給要件及び支給額

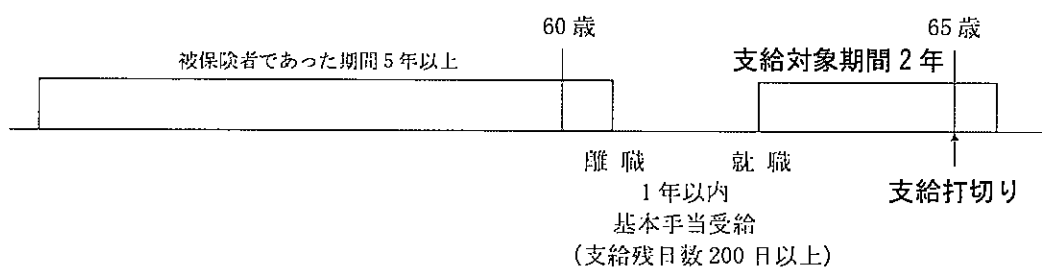
高年齢雇用継続基本給付金と同様です (P.9以降参照)。

3. 支給対象期間

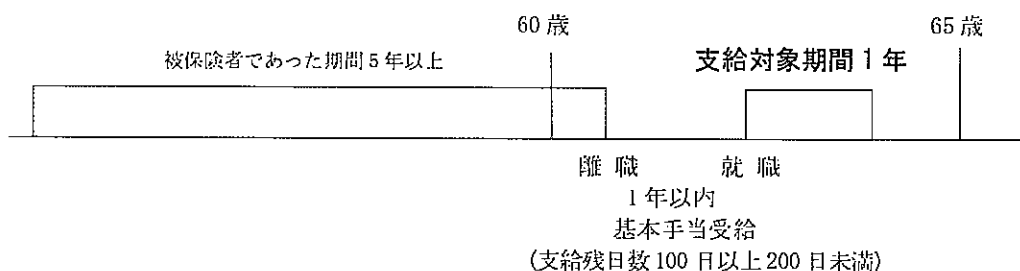
高年齢再就職給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- ① 基本手当の支給残日数が200日以上の場合、被保険者となった日の属する月から当該被保険者となった日の翌日から2年を経過した日の属する月まで。
- ② 基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合、被保険者となった日の属する月から当該被保険者となった日の翌日から1年を経過した日の属する月まで。
- ③ ①及び②において、2年又は1年を経過する前に65歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65歳に達した日の属する月まで。

(例示1) 支給残日数200日以上の場合



(例示2) 支給残日数100日以上200日未満の場合



Ⅲ 高年齢雇用継続給付の支給申請手続き

高年齢雇用継続給付を初めて受ける場合は、事業所の所在地を管轄するハローワークで、支給申請手続きを行うと同時に、受給資格の確認と60歳到達時等の賃金月額を登録します。

そして、支給対象月について一定の要件を満たした場合に、給付金を受けることができます。

1. 高年齢雇用継続基本給付金に係る初回支給申請手続き

(1) 60歳到達日において被保険者であった場合

その被保険者を雇用する事業主は、次により手続きを行ってください。

提出書類	「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(賃金証明書) 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」 (受給資格確認票) 「支給申請に係る承諾書」
確認書類	労働者名簿、出勤簿(タイムカード)、賃金台帳、被保険者の住民票記載事項証明書・運転免許証・その他、住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類の写し、ハローワークに来所する担当者の認印
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出期限	最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4ヵ月以内

① 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続きをする場合は、「受給資格確認票」及び「賃金証明書」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書(確認通知書)」を、また受給資格がない場合は「高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書(否認通知書)」が交付されます。

② 被保険者に対する通知について

イ 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の75%」が印字されます(ただし、60歳に達したときに受給資格を否認された場合で、その後、受給資格を満たしたときは、60歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点での「賃金月額」となります)。

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の75%」未満に低下した場合に高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を通知してください。

ロ 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された「否認通知書」は必ず被保険者に対して交付し、「被保険者であった期間が5年」であることの要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる旨を通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととなる予定日と、5年

の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

③ 次回支給申請月（日）の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月日を指定するもので、事業主の方に通知されます。

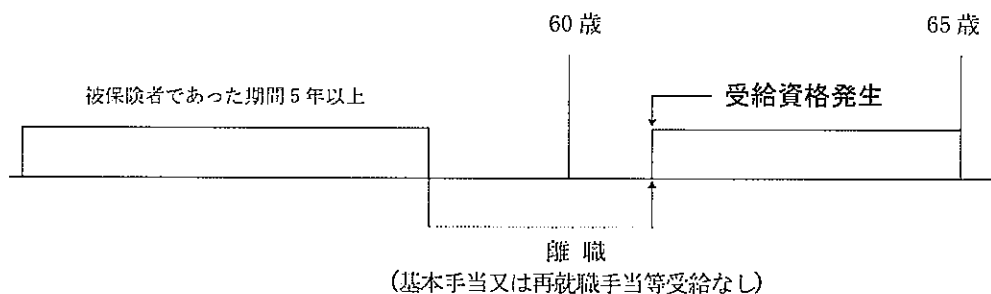
なお、次回の支給申請月（日）に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給申請を満たすか否かはっきりしない場合はハローワークにご相談ください。

(2) 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

提出書類	雇用された直前の離職に係る「雇用保険被保険者離職票」（離職票） ただし、基本手当の受給資格決定を受けた方は「雇用保険受給資格者証」 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」 （受給資格確認票）
確認書類	労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、被保険者の住民票記載事項証明書・運転免許証・その他、住民票記載事項証明書を基に公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類の写し、ハローワークに来所する担当者の認印
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出期限	雇用され被保険者となった日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に提出してください。

60歳到達日において被保険者でなく、かつ、基本手当の支給を受けずに、その受給期間内に再就職した場合は「離職票」を、基本手当の受給資格決定のみを受けた場合は、「雇用保険受給資格者証」を併せて提出してください。これにより高年齢雇用継続基本給付金の受給資格について確認（否認）を行います。

なお、「被保険者に対する通知について」及び「次回支給申請月（日）の指定について」は、前記と同様です。



2. 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「受給資格確認通知書」又は「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額」未満に低下した月です。

3. 支給申請書に記載する賃金額について

高年齢雇用継続給付は、登録された賃金月額の75%未満（旧制度対象者については85%未満）に低下した賃金額で雇用されている月について支給されますが、その75%未満（又は85%未満）に低下したか否かの判断は、「支払われた賃金額（みなし賃金額）」（P.10「支払われた賃金額について」参照）を60歳到達時等の賃金月額で除すことにより行います。

支給申請書の記入方法

- ・ 「支払われた賃金額」欄には、各月に実際に支払われた賃金額を記入してください。
- ・ 「賃金の減額があった日数」欄には、賃金の減額の対象となったことにより、全部又は一部の支払いを受けることができなかつた日数を記入してください。
- ・ 「その他賃金に関する特記事項」欄には、賃金の減額となった日に支払いを受けることができなかつた賃金の総額を記入してください。
- ・ 日給者等は、備考欄に所定労働日数を記入してください。

4. 支給申請時期について

支給申請は、初回を除き、原則的に2ヵ月ごとに行っていただきます。

初回の支給申請については、最初の支給対象月（注1）の初日から起算して4ヵ月以内に行うことができますが、支給申請の形（注2）が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内（4ヵ月以内）の指定月（奇数月・偶数月型）に初回の支給申請を行ってください。

この支給申請の時期を徒過した場合は、天災その他やむを得ない理由があるものを除き、原則として支給できませんのでご注意ください。

（注1）支給対象月とは…

高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けた者であって、それぞれの月の初日から末日までの期間（暦月）において、支給要件（P.9）を満たし、支給の対象となる月を支給対象月といいます。

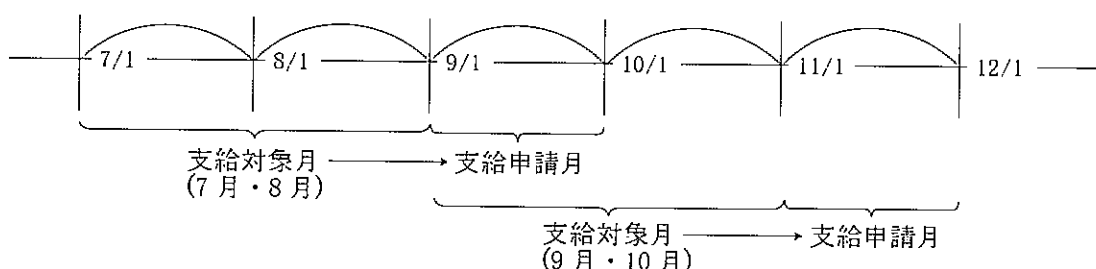
（注2）支給申請月とは…

支給申請月は、原則として支給対象月の初日から4ヵ月以内の月を安定所長が指定しますが、当該事業所における最初の支給対象者について指定された月型は、今後その事業所の支給申請月の型となります。

また、特段の事情がない限りこの月型は変更できません。

なお、最初の支給対象者の指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数月型と、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数月型と呼びます。

（例）奇数月型の場合



5. 高年齢再就職給付金に係る受給資格の確認手続きについて

基本手当を受給した60歳以上の方が、再就職により被保険者となったときは、次の手続きが必要です。

提出書類 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」
(受給資格確認票)

提出先 事業所の所在地を管轄するハローワーク

提出期限 基本手当を受給した60歳以上の者が一般被保険者(短時間労働被保険者を含む。)として再雇用された後速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に提出してください。

基本手当を受給した60歳以上の者を再雇用した場合、「受給資格確認票」を事業所の所在地を管轄するハローワークに速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けたことのある者が離職し、基本手当の支給を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

(1) 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」を、受給資格がない場合は「受給資格否認通知書」を交付します。

この「受給資格確認通知書」には、直前の基本手当の算定の基礎となった賃金日額の30日分の額とその75%に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

(2) 被保険者に対する通知と次回支給申請月(日)の指定について

高年齢雇用継続基本給付金の場合と同様です(P.15以降参照)。

6. あらかじめ受給資格確認を行う場合

雇用する労働者が60歳に到達し、下の①～④のような場合には、初回の支給申請手続きを行う前に、賃金証明書及び受給資格確認票を提出し、受給資格等の照会を行うことができます。

- ① 60歳で退職する労働者に制度を周知したい。
- ② 高年齢雇用継続給付金の受給資格があるか否かをあらかじめ確認しておきたい。
- ③ 労働者が退職後、何年もしてから賃金登録等を行うことは困難である。
- ④ その他、あらかじめ受給資格確認を行っておいた方が労働者又は事業主にとって都合がよいと考えられる場合。

その際、賃金月額の登録及び受給資格の確認を行った場合には、最初の支給申請を行うときにあらためて賃金証明書及び受給資格確認票を提出する必要はありません。

7. 支給・不支給の決定通知について

支給の可否と支給額については「高年齢雇用継続給付支給不支給決定通知書」により通知されます。

この支給決定通知書は、次回の支給申請時に使用すべき支給申請書とともに、必ず被保険者に対して交付してください。

8. 支給方法について

支給決定された給付金は、受給資格確認票又は払渡希望金融機関指定届により指定された金融機関（除く郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行）の申請者本人名義の普通預（貯）金口座に振り込まれます。

なお、普通預（貯）金口座以外の口座を指定すると給付金の振込ができませんのでご注意ください。

【払渡希望金融機関の変更について】

高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受ける前に、他の雇用保険の給付（基本手当等）の支給を口座振込みにより受けたことのある方については、変更の届出がない限り、前に指定された口座に振り込まれます。

また、受給中に払渡希望金融機関を変更する場合は、振込先の変更を希望する給付金に係る支給申請までに（申請時でも可）「払渡希望金融機関変更届」を提出してください。（ご注意）

次のような場合は、「払渡希望金融機関変更届」の提出が必要となります。

- ① 振込先として指定した口座を解約した場合
- ② 振込先として指定した口座を他支店へ移管した場合
- ③ 振込先として指定した金融機関又は支店の統廃合に伴い、金融機関番号、店舗番号又は口座番号が変更された場合

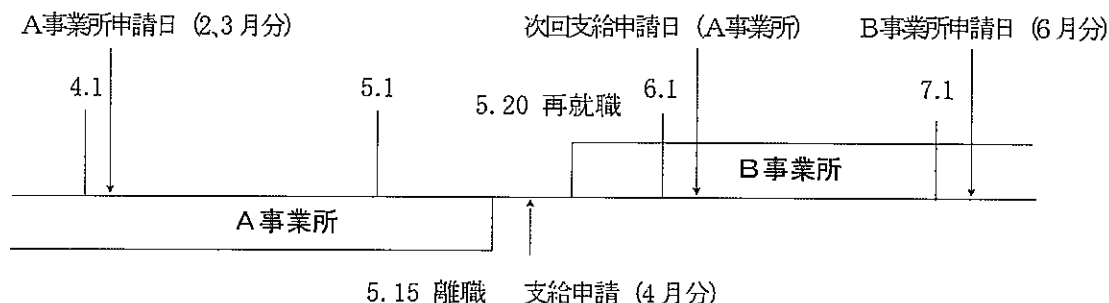
9. 支給申請に係る承諾書

事業所において初めて雇用継続給付の支給申請を行う場合は、支給申請時に「支給申請に係る承諾書」を添付してください。委任を受けた事業主が当該事業所の被保険者分をまとめて提出するようご協力お願いします（P. 80の参考例をご参考ください）。

5月15日に離職し、離職日の翌日にB事業所に再就職し被保険者となった場合は、A事業所の6月の支給申請日を待たずA事業所の喪失届提出時と併せて4月分の支給申請書を提出してください。

なお、B事業所では指定されている支給申請書に5、6月分の支給申請書を提出してください。この場合、支給申請書の備考欄に、A事業所において5月中に支払われた賃金額を記載のうえ、A事業所の事業主の確認印をもらうようにしてください。

(例示 4)



5月15日に離職し、1日以上間をあけてB事業所に再就職し被保険者となった場合、6月の支給申請日を待たずA事業所の喪失届提出時と併せて4月分の支給申請書を提出してください。

なお、5月は支給対象月になりませんので、B事業所においてB事業所の支給申請日に支給申請ができる月は6月分だけとなります。

2. 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失した後、

- ① 病気、けが等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日があるとき
- ② 60歳以上の定年等の理由により退職した者が一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき

において、住所又は居所を管轄するハローワークに対して基本手当に係る受給期間の延長申請を行う場合は、これと同時に「高年齢雇用継続給付延長申請書」を提出してください。

この手続きを行うと、基本手当をうけず、かつ延長された期間中に再就職して被保険者資格を取得した場合に、その後、高年齢雇用継続基本給付金の支給を引き続き受けることができます。

また、基本手当を受けた場合であっても、受給期間中に再就職し、一定の要件を満たしていれば、高年齢再就職給付金の支給を受けることができます。

ただし、資格喪失日から次の被保険者資格取得日までの間が延長した期間を含め最大4年間である場合に限られます。

詳しくはハローワークにおたずねください。

V 高年齢雇用継続給付各種申請書等の記載例及び通知例

1 「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」の記載例

⑥欄「60歳に達した日等の年月日」

被保険者の60歳の誕生日の前日、又は60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年間を満した日を記入してください。

2枚目左欄外「捺印」

当該証明書の提出時に誤記載が発見されたときに備えて、事業主印を押印してください。

⑧欄「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

一般被保険者として60歳に達した場合は「短時間以外」を、短時間労働被保険者として60歳等に達した場合は「短時間」を○で囲んでください。

また、「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。

その他は、離職証明書の記載要領に準じて、60歳に達した日等において一般被保険者である場合は2年間について記入してください。

⑨欄「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

⑧欄の期間における賃金の支払の基礎となった日数を記入してください。

有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩欄「賃金支払対象期間」

最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。

⑭欄「賃金に関する特記事項」

3ヶ月以内の期間ごとに支払われる賃金（特別の賃金）について記入してください。

該当がない場合には斜線を引いてください。

様式第33号の4 雇用保険被保険者六十歳

① 被保険者番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0	④
② 事業所番号	9 9 9 9 - 0 0 0 0 0 1 - 0	60歳到達
③ 名称	株 東京保険	
事業所所在地	文京区妙法2-5-1	
電話番号	03-3518-8309	
⑤ 60歳に達した日等の年月日 (被保険者区分変更年月日の前日)	平成 17 年	3 月
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。		
住所	文京区妙法2-5-1	
事業主	株 東京保険	
氏名	代表取締役 東京 太郎	
60歳に達した日等以前(被)		
⑥ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑦ 60歳に達した日等の翌日	⑧ 賃金支払対象期間
短時間以外(被保険者区分変更日の前日)	3月1日	賃金支払基礎日数
短時間(被保険者区分変更日の前日)	2月11日	28日
2月11日	2月21日	2月21日~
1月11日	2月10日	1月21日~2月20日
12月11日	1月10日	12月21日~1月20日
11月11日	12月10日	11月21日~12月20日
10月11日	11月10日	10月21日~11月20日
9月11日	10月10日	9月21日~10月20日
8月11日	9月10日	8月21日~9月20日
7月11日	8月10日	7月21日~8月20日
6月11日	7月10日	6月21日~7月20日
5月11日	6月10日	5月21日~6月20日
4月11日	5月10日	4月21日~5月20日
3月11日	4月10日	3月21日~4月20日
月 日	月 日	2月21日~3月20日
賃金に 関する特 記事項		
非 公 共 職 業 安 定 所 記 載 欄		
社会保険 分科士 記載欄	氏名	電話番号

等賃金証明書(安定所提出用)

アズマ キョウゴ				
氏名 貞 京子				
⑤ 60歳に達した者の 〒136-0081 江東区砂の57-28-1 住所又は居所 電話番号(03) 1203 - 4567				
日	⑥ 60歳に達した者の 生年月日	昭和 20 年	3 月	11 日
60の日に達した者による給付を受ける権利を有する者 (東)				
分変更の日前の賃金支払状況等				
← 賃 金 額 保 考				
④	⑥	計	保 考	
134,000			/	
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
200,000				
180,000				
180,000				
180,000				
六十歳到達時等賃金証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号)				

2 枚目「60 歳に達した者の確認印又は自筆による署名」

記載事項に相違ないことを被保険者に確認されたうえ、押印又は自筆による署名のいずれかにより記載させてください。

⑩欄「⑩の基礎日数」

⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫欄「賃金額」

月給者は④欄に、日給者は⑥欄に記入しますが、日給者に月極めで支払われる賃金(家族手当等)は④欄に記入し、合計額を計欄に記入してください。
④欄又は⑥欄の記載のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬欄「備考」

⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
例・賃金未払いがある場合
・雇用調整助成金を受けている場合
・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
・休業手当が支払われたことがある場合、等

所長	次長	課長	係長	係

2 「高齢雇用継続給付受給資格確認票」の記載例

様式 第31号の3
高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高齢雇用継続給付支給申請書

1 10300
 2 1234-567890-0
 3 9999-000001-0
 4 600401
 5
 6
 7
 8
 9
 10

②欄 被保険者番号
 雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

③欄 被保険者となった年月日
 当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

④欄 事業所番号
 当該事業所の事業所番号を記入してください。

事業所名(所在地)、事業主氏名欄
 記載事実には誤りのないことを証明してください。

申請者氏名欄
 被保険者本人が記名押印又は白筆による署名のいずれかにより記載して下さい。

貸渡希望金融機関指定届欄
 貸渡しを希望する申請者本人名義の普通預(貯)金口座の金融機関の名称等を記入し、金融機関の確認印を受けてください。(普通預(貯)金口座以外の口座を指定すると給付金の振込みができませんのでご注意ください。)

なお、給付金が振込みできない金融機関は次のとおりです。

- ・ 郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行
- ・ 最近新設された金融機関の店舗など一部の金融機関については、ハローワークのコンピューターに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

貸渡希望金融機関指定届欄

貸渡しを希望する申請者本人名義の普通預(貯)金口座の金融機関の名称等を記入し、金融機関の確認印を受けてください。(普通預(貯)金口座以外の口座を指定すると給付金の振込みができませんのでご注意ください。)

なお、給付金が振込みできない金融機関は次のとおりです。

- ・ 郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行
- ・ 最近新設された金融機関の店舗など一部の金融機関については、ハローワークのコンピューターに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

3 「高年齢雇用継続給付支給申請書」の記載例

④、⑧、⑫欄 支給対象月

支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

⑤、⑨、⑬欄 支払われた賃金額

④、⑧、⑫欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々⑱欄、⑳欄、㉑欄にその額と名称を記入してください。

⑥、⑩、⑭欄 賃金の減額のあった日数

①、⑧、⑫欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は一部を受けることができなかった日数を記入してください。
 この場合、①、⑧、⑫欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々⑱欄、⑳欄、㉑欄に記入してください。

様式第33号の3
高年齢雇用継続給付支給申請書

① 国民健康保険番号: 1234-557890-0
 ② 国民健康保険番号: 9999-00001-0
 ③ 国民健康保険番号: 000401
 ④ 氏名: スズキ キョウコ
 ⑤ 出生年月日: 平成 1703 年 1204 月 170931 日
 ⑥ 事業所番号: 10301
 ⑦ 事業所名称: 株式会社 東京 太郎
 ⑧ 事業所所在地: 東京都 文京区 文京2-1-1
 ⑨ 代表取締役: 東京 太郎

⑩ 支給対象月: 平成 17 年 5 月 14 日
 ⑪ 支給対象月: 平成 17 年 5 月 14 日
 ⑫ 支給対象月: 平成 17 年 5 月 14 日

⑬ ⑬欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ⑭ ⑭欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ⑮ ⑮欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円

⑯ ⑯欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ⑰ ⑰欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ⑱ ⑱欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ⑲ ⑲欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ⑳ ⑳欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円
 ㉑ ㉑欄の支給対象月に支払われた賃金額: 1703 円

⑳ 未支給区分: (空欄) (空欄) (空欄)
 ㉒ 出力区分: (空欄) (空欄) (空欄)
 ㉓ 次回支給申請日: 平成 17 年 5 月 14 日

⑳ その他賃金に関する特記事項: ⑳ ⑳欄の手当 3ヶ月分 10000円 331支払

上記の記載事実が誤りがないことを証明します。
 平成 17 年 5 月 14 日
 事業所名(所在地): 株式会社 東京 太郎 文京区 文京2-1-1
 事業主氏名: 東京 太郎
 代表取締役: 東京 太郎

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。
 平成 17 年 5 月 14 日
 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 東京 京子

社会保険 労働士 記載欄
 氏名: 東京 京子
 電話番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 住所: 東京都 文京区 文京2-1-1

申請者氏名欄: 東京 京子 (東)

備考欄: 被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。

備考欄

- 下記の場合等については、必要事項を記載するとともに確認印等を押印してください。
- ・ 事業主を通じて支給申請を行うことについての承諾書が提出されていない間は、事業主を通じて支給申請を行うことを承認する旨備考欄に記載するとともに、被保険者本人の確認印を押印してください。
 - ・ 支給対象月中に離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に離職前事業所に係る賃金額を記載するとともに、当該事業主の証明印を押印してください。
 - ・ 出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記載し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額を記入するとともに、当該事業主の証明印を押印してください。
 - ・ 日給者又は時間給者である場合は、備考欄に「日給」又は「時間給」と記載し、支給対象月ごとの所定労働日数を記載してください。

4 高年齢雇用継続給付関係の各種通知例

(1) 高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書等の例

※ 高年齢雇用継続基本給付金の受給資格が確認された場合の例

101

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	9999-000001-0	事業所名称	カブネキガイシキ トウキョウホケン	請求開始年月日	
被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アスマ キョウコ	600401	
支給申請月	1	給付金の種類	次回支給対象月	次回支給申請月	次回支給申請日
おむすび	1		1703-1703	170501-170531	

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区役所1-9-20
の所在地・電話番号 TEL:03-3812-8609
支庁 平成 17 年 3 月 16 日 飯田橋公共職業安定所

高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書（被保険者通知用）
* 高年齢雇用継続給付支給・不支給決定通知書 *

被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アスマ キョウコ	性別	女	生年月日	3-200311	受給資格確認日	170316
事業所番号	9999-000001-0	支給期間	1703-2203	資金月額	190,980	支払方法	1234001-158609?		

先般、提出されました受給資格確認申請書の資料を審査したところ、受給資格を不足のとおり確認することになりましたので通知します。

通知内容

- 給付金の種類 高年齢雇用継続基本給付金
- 受給資格の要件に該当した日 平成17年3月10日（60歳）
- 初回支給対象月 平成17年3月 平成17年4月
- 初回支給申請月 平成17年5月1日～平成17年5月31日

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区役所1-9-20
の所在地・電話番号 TEL:03-3812-8609
支庁 平成 17 年 3 月 16 日 飯田橋公共職業安定所

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書

次回支給対象月について、この通知書に記載されている次回支給申請月に申請を行わないと原則支給決定できなくなりますのでご注意ください。

高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書

事業主が手続きを代行する場合、この受給資格確認通知書を、これと同時に交付される支給申請書とともに被保険者に必ずお渡しく下さい。

被保険者であった期間が5年に満たないため受給資格が否認された場合は、受給資格を満たす予定の日が記載されます。

(2) 高年齢雇用継続給付支給決定通知書の例

※ 高年齢雇用継続基本給付金の支給決定を行った場合の例

高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書（被保険者通知用）
* 高年齢雇用継続給付支給・不支給決定通知書 *

被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アスマ キョウコ	性別	女	生年月日	3-200311	受給資格確認日	170316
事業所番号	9999-000001-0	支給期間	1703-2203	資金月額	190,980	支払方法	1234001-158609?		

高年齢雇用継続基本給付金を以下のとおり支給決定しましたのでお渡しいたします。

支給対象月	給付金額	支給金額
17年3月	143,333円	4,357円
17年4月	143,333円	4,357円
合計金額		8,714円

通知内容

- 次回支給対象月 平成17年5月、平成17年6月
- 次回支給申請月 平成17年7月1日～平成17年7月31日

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区役所1-9-20
の所在地・電話番号 TEL:03-3812-8609
支庁 平成 17 年 3 月 16 日 飯田橋公共職業安定所

高年齢雇用継続給付支給決定通知書

事業主の代行により、支給申請手続きを行った場合、その事業主は、この支給決定通知書を支給申請書とともに被保険者に必ずお渡しく下さい。

Ⅵ 高年齢雇用継続給付に関するQ&A

○ 受給資格関係

Q1 「60歳到達日」とは、60歳の誕生日のことですか？

A 雇用保険法における年齢の計算は、全て「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日に回答する日の前日の午前零時に満年齢に達するものとして取扱います。したがって、「60歳到達日」とは「60歳の誕生日の前日」のことです。

Q2 被保険者であった期間5年の計算にあたって、過去に他の事業所で雇用されていた期間は含まれるのですか？

A 被保険者であった期間は、同一の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日が被保険者資格を再取得した日の前日から起算して1年以内にある場合に、その前後の被保険者として雇用されていた期間が通算されます。

ただし、基本手当（再就職手当、傷病手当を含む）又は特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりません。

Q3 60歳の定年により退職した後、他の企業に再就職した場合でも、高年齢雇用継続基本給付金が支給されることはありますか？

A 60歳以降、基本手当（失業した時に支払われる雇用保険の給付金）を受給していない限り支給されます。なお、ご質問の場合、定年後の離職状態にある期間が、原則として1年以内であることが支給要件となります。

○ 支給関係

Q4 高年齢雇用継続給付の支給要件に「339,484円」とありますが、これは何ですか？

A これは、高年齢雇用継続給付の支給限度額のことです。

各月に支払われた賃金額が、この支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、各月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続給付の合計額が支給限度額を超えるときは、 $(\text{支給限度額}) - (\text{各月に支払われた賃金額})$ が高年齢雇用継続給付の支給額となります。

なお、この支給限度額は、毎年8月に変更される場合があります（旧制度対象者に係る支給限度額（385,635円）は、今後変更されることはありません）。

Q5 高年齢雇用継続給付と育児休業給付又は介護休業給付を同時に受けることはできますか？

A 月の初日から末日まで引き続いて対象休業を取得したことにより、育児休業給付又は介護休業給付を受給した月は、高年齢雇用継続給付を受けることができません。

ただし、その一部について育児休業給付又は介護休業給付を受給した月は、高年齢雇用継続給付を受けることができます。

Q6 高年齢雇用継続給付と再就職手当は、併給できますか？

A 平成15年5月1日に雇用保険法が改正されたことにより、高年齢雇用継続給付と再就職手当との併給できなくなりました。

Q7 通勤手当を毎月支払う代わりに、6ヵ月分の定期券を購入して当該定期券により通勤する月の前月に渡している場合、高年齢雇用継続給付の支給申請書にはどのように記載するのですか？

A 当該通勤手当（定期券代）を6で除した額が、実際に支払われた月（定期券を渡した月）以後の6の支給対象月に支払われたものとして支給申請書に記載します。1ヵ月ごとの各月に算定の事由が生じるものの、支払事務の便宜等のため数ヵ月分一括して支払われるものについては、当該賃金が実際に支払われた月を含め、それ以降の月に割り振って計上します。

Q8 平成16年8月に60歳に到達し、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者となりました。10月に8、9月分の支給申請を行います。7月に通勤手当6ヵ月分が一括して支払われていますが、10月の支給申請の際は8、9月分の賃金に、この通勤手当を6で除した額を加えた金額を支給申請書に記載すればよいのですか？

A 高年齢雇用継続給付の支給申請書に記載する賃金額は、支給対象期間内の各月に支払われた賃金額であり、このうち支払事務の便宜等のため数ヵ月分を一括して支払われる通勤手当等については、その基礎となる月数で除した額が実際に支払いのあった月以降に支払われたものとして取り扱います。

しかし、ご質問における通勤手当は、そもそも支給対象期間外に支払われた賃金ですから、当該通勤手当分を含めずに支給申請書に記載することとなります。

Q9 高年齢雇用継続基本給付金の受給資格確認を受けた後、3月15日に離職し、基本手当を受給せず4月1日に他の事業所に再就職しました。当該事業所では、通勤手当6ヵ月分を前月に前払いすることとなっていますが、新たに入社した者に対する最初の通勤手当の支払いは、その入社月に行っています。

入社月である4月に4月～9月までの6ヵ月分の通勤手当の支払いがあり、9月に10月から翌年3月までの6ヵ月分の通勤手当の支払いがありますが、この場合の通勤手当の取扱いはどのようなになるのですか？

A 4月に支払われた6ヵ月分の通勤手当については、当該手当を6で除して得た額が4月から9月の各月に支払われたものとして取扱います。9月に支払われた通勤手当については、当該手当を6で除して得た額が9月から翌年2月までの各月に支払われたものとして取扱います。

結果として、9月については通勤手当を2回支払われたものとして取扱うこととなります。

Q10 やむを得ない事情があれば、支給申請月（日）を過ぎても支給申請を行うことができますか？

A 高年齢雇用継続給付の支給申請は、ハローワークの指定する月（日）に行うこととされていますが、天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に支給申請を行えばよいこととされています。

指定された支給申請月（日）にハローワークに来ることができなかった場合は、必ず電話などでご連絡ください。電話の場合は、対応した職員の名前を必ず聞いておいてください。

Q11 特別支給の老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給について教えてください。

A 国民年金法等の改正により、平成10年4月1日以降に特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の受給権が発生する方で、高年齢雇用継続給付を受給される方は、在職老齢年金の併給調整が行われます。

具体的な調整方法は、在職老齢年金の一部（原則として標準報酬月額0.6割（旧制度対象者については1割）に相当する額）が支給停止されます。ただし、高年齢雇用継続給付の支給率が賃金の増加に応じて15%（旧制度対象者については25%）から徐々に減少されることから、在職老齢年金における調整率もこれに併せて標準報酬月額0.6割（旧制度対象者については1割）から徐々に減少されることとなります。

なお、併給調整の詳細については、最寄りの社会保険事務所へお問い合わせください。

○ その他

Q12 自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続きを行えばよいのですか？

- A 雇用継続給付の支給申請手続きは、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付ともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくことになります。
なお、高年齢雇用継続給付の延長手続きについては、ご本人の住所又は居所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q13 高年齢雇用継続給付の給付金は課税されますか？

- A 高年齢雇用継続給付の給付金は課税の対象とはなりません。

Q14 60歳の定年により退職しますが、退職後1年ぐらい休養してから、再就職しようと考えています。休養終了後、高年齢雇用継続給付や基本手当を受給することはできますか？

- A 高年齢雇用継続給付は、退職後1年を超えてから再就職した場合には受給できません。また、基本手当についても退職後1年を超えると受給できなくなります。

しかしながら、この両方の給付とも、60歳以上の定年に達したこと等により退職した後、一定期間安定した雇用に就くことを希望しない場合については、退職日の翌日から起算して2ヵ月以内に「高年齢雇用継続給付延長申請書」及び基本手当の「受給期間延長申請書」に必要事項を記入のうえ、住所又は居所を管轄するハローワークに提出していただくことにより、この1年を超えた場合でもその受給が可能となります。

この申請により延長できる期間は最大1年間です。

なお、退職後、疾病、負傷等の一定に理由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった場合についても同様に延長することができます。この場合の延長できる期間は、最大3年間です。

2 育児休業給付制度の概要

育児休業給付とは…

少子化の急速な進行や女性の職場進出の進展がみられる現代において、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設され、平成7年4月1日に施行されました。

具体的には、1歳に満たない子を養育するための育児休業を取得した被保険者について、育児休業期間中の賃金が、休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に支給されるものです。

この育児休業給付には、

- ① 育児休業期間中に支給される

「育児休業基本給付金」

と

- ② 育児休業終了後、職場復帰した場合に支給される

「育児休業者職場復帰給付金」

の2種類があります。

ご注意

平成17年4月1日に雇用保険法が改正されたことにより、育児休業給付に係る支給要件が変更になりました。

この「雇用継続給付のしおり」において、平成17年4月1日以降に育児休業を取得した方は「育児休業給付制度（新）」を、平成17年3月31日以前に育児休業を取得した方は「育児休業給付制度（旧）」をご覧ください。

※ 雇用保険法の改正前に開始した育児休業であっても、休業に係る子が改正後に1歳に達する場合で要件を満たしていれば1歳6ヶ月までの期間についても育児休業給付金の対象になります。

育児休業給付制度（新）

I 育児休業基本給付金の概要

育児休業基本給付金は、雇用保険の被保険者が育児休業を取得し、その育児休業中に支払われる賃金が、育児休業開始前の賃金に比べて80%未満である等、一定の要件を満たした場合に支給される給付金です。

1. 受給資格

1歳未満または保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6ヶ月までの子を養育する被保険者で、次のいずれにも該当する場合は、事業所の所在地を管轄するハローワークに対し、受給資格確認手続き（P.37参照）を行うことにより、育児休業基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- ① 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した一般被保険者（期間雇用者、短時間労働被保険者を含む。また、男女を問わない。）であること（注1）。
- ② 育児休業を開始した日（注2）の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算（注3）して12ヵ月以上あること。

期間雇用者が支給対象となる場合

- ① 休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用されていて、かつ、育児休業終了後も同一事業主のもとで労働契約が更新され3年以上の雇用の見込みがあること。
- ② 休業開始時において同一事業主の下で3年以上雇用されていて、かつ、育児休業終了後も同一事業主のもとで労働契約が更新され1年以上の雇用の見込みがあること。

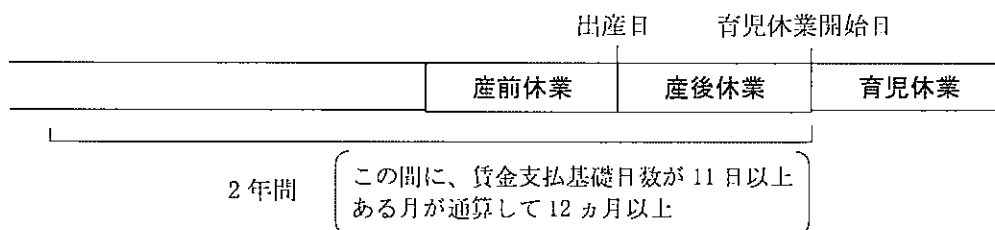
期間雇用者の受給資格確認手続きの際には「期間雇用者の育児・介護休業に係る報告」を添付してください。（P.85参照）

この受給資格の確認を受けた被保険者（「受給資格者」といいます。）であって、育児休業支払われた賃金の額が、休業開始時の賃金月額に比べて、80%未満である等、支給要件を満たした場合に、育児休業基本給付金を受けることができます。

「休業開始時の賃金月額」とは…

休業開始日の前日を離職日とみなした場合に算定されることとなる基本手当の賃金日額（離職直前6ヵ月の賃金額の合計を180で除したものを30倍したものです）。

- （注1） 職場復帰後、同一の子について再度育児休業を取得した場合は、原則として育児休業給付は支給されません。
- （注2） 育児休業を開始した日とは、女性が産後休業の後引き続いて育児休業を行う場合、出産日から起算して58日目の日をいいます。また、男性が実子の育児休業を行う場合は、配偶者の出産日当日から育児休業を開始することができます。
- （注3） 通算とは、離職した日の翌日が再就職日の前日から起算して1年以内にあり、当該離職による基本手当又は特例一時金の受給資格を決定していない場合に通算できることをいいます。



2. 1歳6ヶ月まで支給対象となる場合

- ① 育児休業の申請に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。
- ② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その個が1歳に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合。
 - ・ 死亡したとき
 - ・ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な常態になったとき
 - ・ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき
 - ・ 6週間（多胎妊娠の場合によっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）

3. 支給要件

育児休業開始日から起算して1ヶ月ごとに区切った場合、区切られた1ヵ月の間に育児休業終了日又は子が1歳に達する日が含まれる場合は、その育児休業終了日又は子が1歳に達する日の前日まで)の各期間(「支給単位期間」といいます。)について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象(「支給対象期間」といいます。)となります。

- ① 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ② 支給単位期間に、育児休業による全日休業日が20日以上あること。
 (育児休業終了等により、1ヵ月に満たない支給単位期間については、育児休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。)

なお、この全日休業日には日曜日、祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。
- ③ 支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時の賃金月額額の80%未満であること。

※「支給単位期間に支給された賃金」とは…

支給単位期間中に支給された賃金とは、「その期間に支払日のあるもの」をいいます。

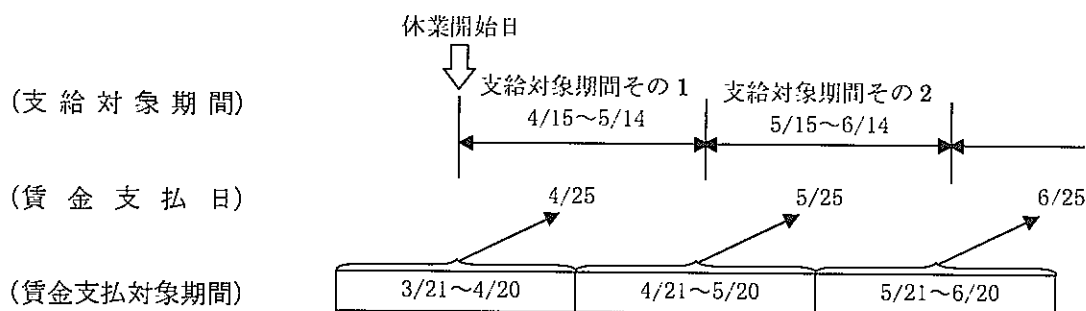
ただし、育児休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、原則として育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみとなります。

育児休業期間を対象として賃金が支払われないことが、就業規則、労働協約、賃金規程で明示されている場合は、支払われた賃金は、すべて0円として差し支えありません。

(ただし、その明示書類を提示する必要があります。)

(例) 賃金締切日 20 日、賃金支払日 25 日、休業開始日 4 月 15 日の場合

「支給対象期間その1(4/15～5/14)」中、4/25に支払われた賃金の中には、育児休業期間外(3/21～4/14)を対象とした給与・手当等が含まれていますが、その次の「支給対象期間その2」中、5/25に支払われた賃金には、育児休業期間外を対象とした給与・手当等が含まれていません。(4/21～5/20を対象としている)



※支給対象期間その1には育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみを記載します。

4. 支給額

育児休業基本給付金の支給額は次のとおりです。

- (1) 原則として、休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の 30%相当額が支給されます。
- (2) 支給単位期間中に賃金が支払われた場合であって、その賃金額と(1)で計算した育児休業基本給付金の合計が休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の 80%を超える場合は、休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の 80%から超えた額を減じて支給されます。
- (3) 育児休業給付金の日額の上限額は14,150円、下限額は2,070円です。
(平成17年7月31日までの上限額は14,430円、下限額は2,110円)
※この上限額・下限額は毎年8月1日に変更となる場合がありますのでご注意ください。

支給日数

- | | |
|--------------------|------|
| ① 休業終了日を含まない支給対象期間 | 30日 |
| ② 休業終了日を含む支給対象期間 | 暦の日数 |

育児休業期間中に事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金が、休業開始時の賃金月額（賃金日額に支給日数を乗じた額）の

- ① 50%以下の場合 …… 賃金月額（賃金日額に支給日数を乗じた額）の30%相当額を支給
- ② 50%を超えて80%未満の場合 …… 「賃金額+育児休業基本給付金」が賃金月額（賃金日額に支給日数を乗じた額）の80%に達するまで支給
- ③ 80%以上の場合 …… 支給されません。

（支給額の例）

◎ 休業開始時の賃金日額が7,000円で…

- (1) 支給単位期間中は無給の場合（50%以下）

$$7,000 \times 30 \text{日} \times 30\% = 63,000 \quad \text{支給額は63,000円となります。}$$

- (2) 支給単位期間中に賃金が15万円支払われた場合（50%を超えて80%未満）

$$7,000 \times 30 \times 80\% = 168,000 \text{円 (休業開始時の賃金月額の80\%)}$$

$$168,000 - 150,000 = 18,000 \quad \text{支給額は18,000円になります。}$$

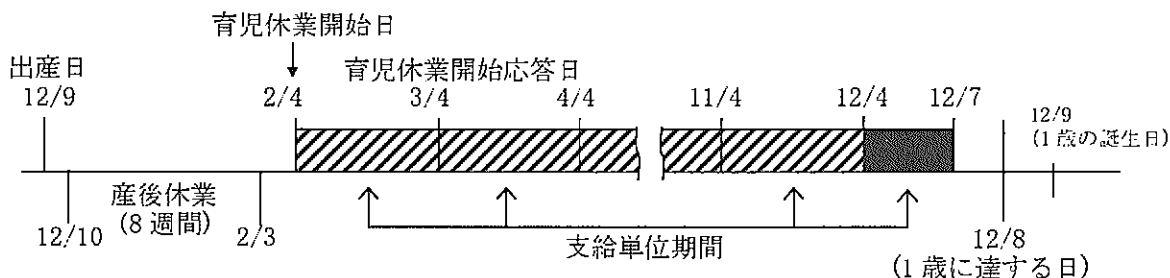
- (3) 支給単位期間中に賃金が17万円支払われた場合（80%超）は、支給されません。

5. 支給対象期間

育児休業基本給付金の支給期間は次のとおりです。

- | |
|--|
| (1) 育児休業開始日から、育児休業に係る子が満1歳となった日（満1歳の誕生日の前日）
また、一定の要件を満たした場合のみ満1歳6か月となった日の前日までの間 |
| (2) 満1歳となる日また、一定の要件を満たした場合のみ満1歳6か月となる日の前に育児休業を終了したときは、育児休業を終了した日までの期間 |

（例示） 女性の被保険者で、子が1歳に達する日まで育児休業した場合



※上記例示における、12/4～12/7の期間については、育児休業による全日休業日が1日以上あれば支給対象となり得ます。

Ⅱ 育児休業者職場復帰給付金の概要

育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金を受給された方が職場復帰後に被保険者として引き続き6ヵ月以上雇用された場合に支給される給付金です。

1. 支給要件

育児休業基本給付金を受給した被保険者が育児休業を終了した後（当該事業所において、子が満1歳に達した日以後も引き続き育児休業が認められている場合は満1歳到達後）、被保険者として引き続き6ヵ月以上雇用されている場合に支給されます。

2. 支給額

休業開始時の賃金日額の10%に相当する額に、育児休業基本給付金の支給を受けることができた支給対象期間の日数を乗じて得た額が、育児休業者職場復帰給付金として、まとめて支給されます。

支給額の例

◎ 休業開始時の賃金日額が7千円、育児休業基本給付金を306日受給した場合

（出産日12月9日・育児休業期間2月4日～12月7日）

支給額 = 7,000円 × 10% × 306日 = 214,200円

Ⅲ 育児休業給付の受給資格確認手続き

1. 育児休業基本給付金の受給資格確認手続き

雇用する被保険者が育児休業を開始したときは、次の手続きが必要です。

提出書類	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」（賃金月額証明書） 「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」 （受給資格確認票）
確認書類	賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等記載内容を確認できる書類 母子健康手帳その他育児の事実を確認できる書類の写し
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出期限	雇用する被保険者が休業を開始した日の翌日から起算して10日以内 ただし、支給申請書を事業主が代行して行う場合は、初回の支給申請書と同時に （初回の支給申請書の提出期限までに）提出することができます。

(1) 「賃金月額証明書」の提出について

被保険者が1歳未満の子を養育するための育児休業を開始した場合は、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に「賃金月額証明書」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ただし、支給申請手続を事業主が代行して行う場合は、初回の支給申請書と同時に（初回の支給申請書の提出起源までに）提出することができます。

(2) 受給資格の確認とその通知について

前期(1)の賃金月額証明書を提出する際は、「受給資格確認票」を添付してください。

これにより、育児休業基本給付金の受給資格がある場合は「育児休業給付受給資格確認通知書（確認通知書）」及び次回使用すべき「育児休業基本給付金支給申請書」を、また、受給資格がない場合は「育児休業給付受給資格否認通知書（否認通知書）」を、原則として被保険者本人に郵送します（事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を（受給資格が確認された場合は支給申請書とともに）必ず被保険者にお渡しください）。

この「確認通知書」には、育児休業開始時点の「賃金月額」（注）、「賃金月額の30%」、「賃金月額の10%」が印字されます。

（注）「賃金月額」とは支給日数を30日とした場合の金額が表示されます。

(3) 次回支給申請日等の指定について

「育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請期間（日）を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、支給申請期間に、あらかじめ支給を受けられないことが明らかである場合であっても、指定された支給申請期間に、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と変更のうえ提出してください。

2. 育児休業者職場復帰給付金の受給資格確認手続き

育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金を受給した被保険者に支給されるものですから、あらためて賃金月額証明書・受給資格確認票を提出する必要ありません。

Ⅳ 育児休業給付の支給申請手続き

1. 育児休業基本給付金の支給申請手続き

雇用する被保険者が、育児休業給付の受給資格の確認を受けたときは、以下の手続きにより、育児休業基本給付金の支給を受けることができます。

提出書類	「育児休業基本給付金支給申請書」(支給申請書) 「支給申請に係る承諾書」
確認書類	賃金台帳、出勤簿等の記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出時期	安定所長が指定する支給申請期間(日)(「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。)
提出者	事業主又は被保険者

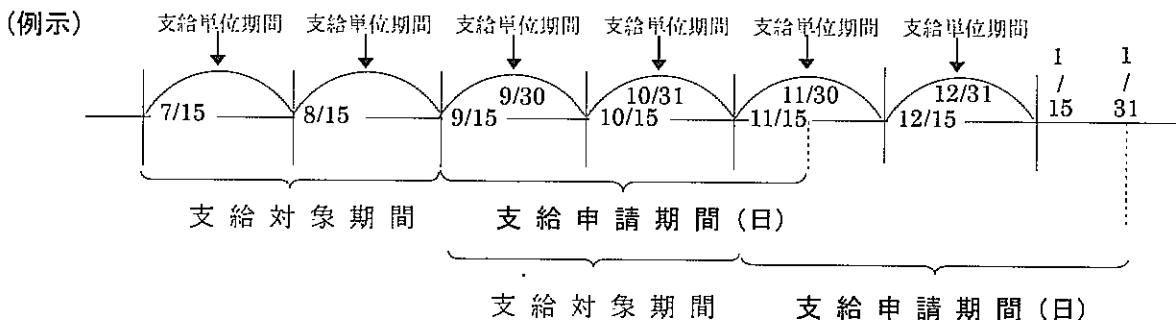
(1) 育児休業基本給付金の支給を受ける場合について

育児休業基本給付金の支給を受けることができるのは、各支給単位期間について「支給要件」(P.34)を満たすときです。

(2) 支給申請の時期について

支給申請は、原則2ヵ月ごとに行います。

なお、受給資格確認後の初回の支給申請は、最初の支給対象期間の初日から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までの期間に行うことができますが、その期間内に安定所長が指定する高年齢雇用継続給付の支給申請月(奇数月又は偶数月)がある場合は、できるだけその月に申請してください。



この支給申請の時期を徒過した場合は、天災その他やむを得ない理由があるものを除き、原則として支給できませんのでご注意ください。

あらかじめ、支給を受けられないことが明らかである場合であっても、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と変更して提出してください。これにより、その次の支給対象期間と支給申請期間(日)の指定を受けることとなります。

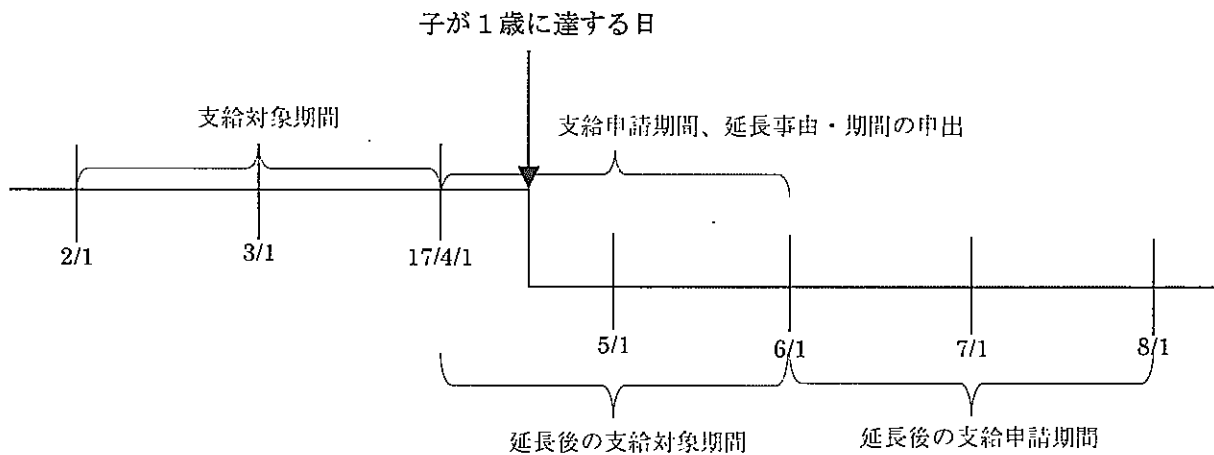
2. 育児休業基本給付金の延長の支給申請手続き

雇用する被保険者が育児休業に係る子に対して延長事由に該当する場合は（P. 34参照）支給申請時に延長の申出を行うことにより最大1歳6ヵ月まで育児休業基本給付金の支給を受けることができます。

（1）延長事由の申出

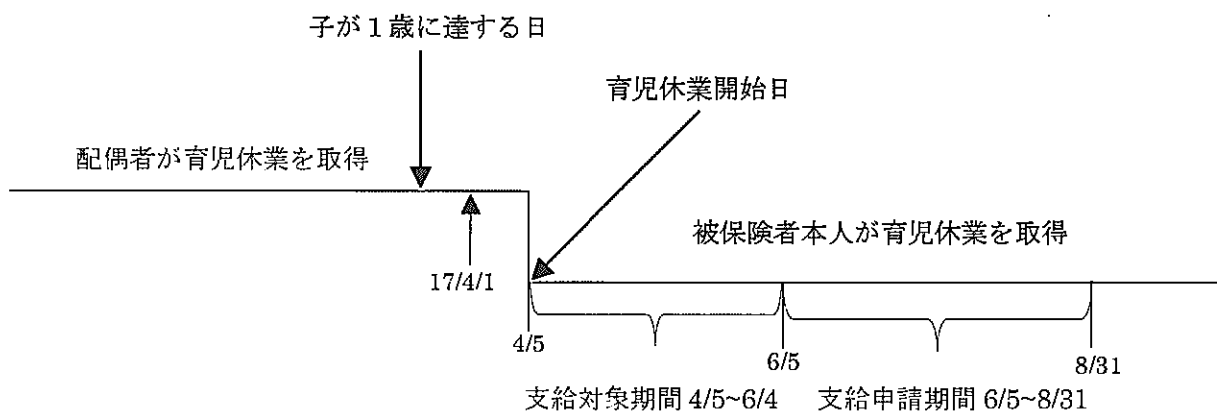
育児休業基本給付金を受けている場合

延長する期間の直前の支給単位期間の申請時に申請書に延長事由・延長期間を記入して提出してください。



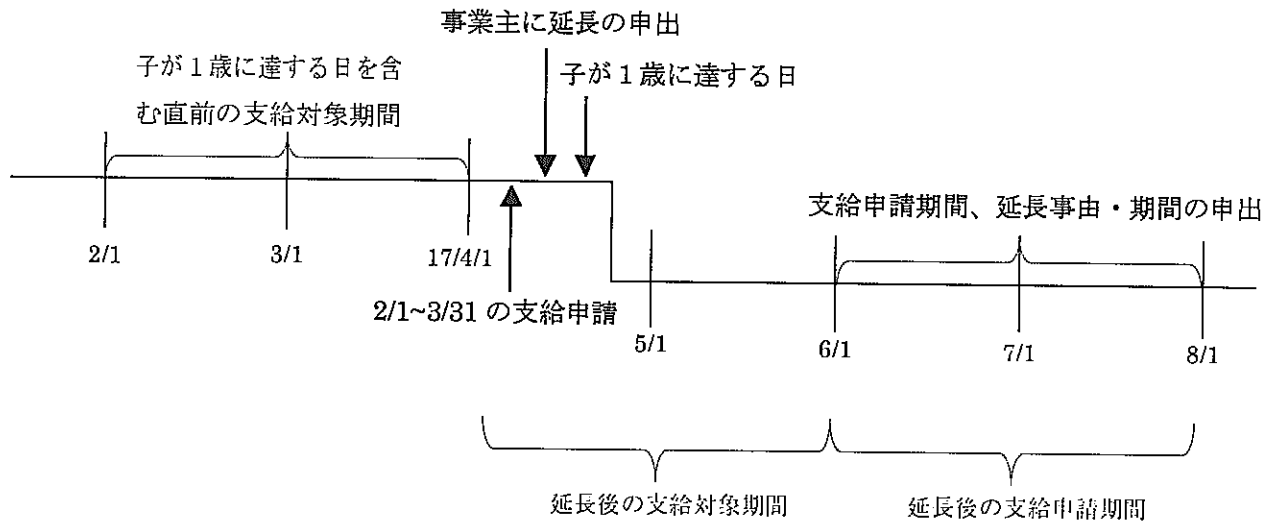
育児休業基本給付金を受けていない場合

初回の支給申請時に延長する理由と延長する期間を支給申請書に延長事由・延長期間を記入して提出してください。



(2) 本人が事業主に育児休業の延長を申出る前に子が1歳に達する日を含む直前の支給対象期間の申請を行った場合

子が1歳に達する日を含む延長後の支給対象機間の支給申請時に申請書に延長事由・期間を記入して提出してください。



育児休業の延長期間の末日が不明の場合は支給申請書に期間を記入せずに提出してください。

(3) 添付書類

育児休業に係る子が1歳に達した日の翌日以後に育児休業を取得することが確認できる書類が必要になります。

- ・ 保育所による育児が実施されない 市町村により発行された証明書
証明書で1歳に達する日の翌日以降の期間が確認できない場合は別途市町村に期間に係る証明を求めてください。
(保育所とは児童福祉法第39条に規定する保育所であり、無認可保育所は含まれません。)
 - ・ 養育を予定していた配偶者の死亡 世帯全員の記載された住民票の写しと母子健康手帳
 - ・ 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等 医師の診断書
 - ・ 養育を予定していた配偶者との別居 世帯全員の記載された住民票の写しと母子健康手帳
 - ・ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業 産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳
- (実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合でも、労働基準法第65条1項に定める期間は延長の対象になります。)

3. 支給・不支給決定の通知について

支給の可否と支給額については、「育児休業基本給付金支給決定通知書」により、原則として被保険者本人への郵送により通知されます（事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を、同時に交付される支給申請書とともに必ず被保険者にお渡しください）。

4. 支給方法について

支給決定された給付金は、受給資格確認票又は払渡希望金融機関指定届により指定された金融機関（除く郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行）の申請者本人名義の普通預（貯）金口座に振り込まれます。

配偶者名義等、本人以外の名義の口座や、普通預（貯）金口座以外の口座を指定すると給付金の振込みができませんのでご注意ください。

【払渡希望金融機関の指定及び変更について】

受給資格の確認の際に払渡希望金融機関を指定しなかった方については、初回の支給申請までに（申請時でも可）「払渡希望金融機関指定届」を提出してください。

育児休業給付の受給資格の確認を受ける前に、他の雇用保険の給付（基本手当等）の支給を口座振込みにより受けたことのある方については、変更の届出がない限り、前に指定された口座に振り込まれます。

また、受給中に払渡希望金融機関を変更する場合は、**振込先の変更を希望する給付金に係る支給申請までに（申請時でも可）「払渡希望金融機関変更届」を提出してください。**

（ご注意）

次のような場合は、「払渡希望金融機関変更届」の提出が必要となります。

- ① 振込先として指定した口座を解約した場合
- ② 振込先として指定した口座を他支店へ移管した場合
- ③ 振込先として指定した金融機関又は支店の統廃合により、金融機関番号、店舗番号、又は口座番号が変更された場合

5. 支給申請に係る承諾書について

事業所において初めて雇用継続給付の支給申請を行う場合は、支給申請時に「支給申請に係る承諾書」を添付してください。委任を受けた事業主が当該事業所の被保険者分をまとめて提出するようご協力をお願いします（P.80 参照）。

6. 育児休業者職場復帰給付金の支給申請手続き

育児休業基本給付金の支給を受けていた受給資格者は、育児休業を終了した後等に以下の手続きにより育児休業者職場復帰給付金の支給を受けることができます。

提出書類 「育児休業者職場復帰給付金支給申請書」

提出先 事業所の所在地を管轄するハローワーク

提出時期 育児休業終了日等後 6 ヶ月経過した日の翌日から起算して 2 ヶ月を経過する日の属する月の末日

提出者 事業主又は被保険者

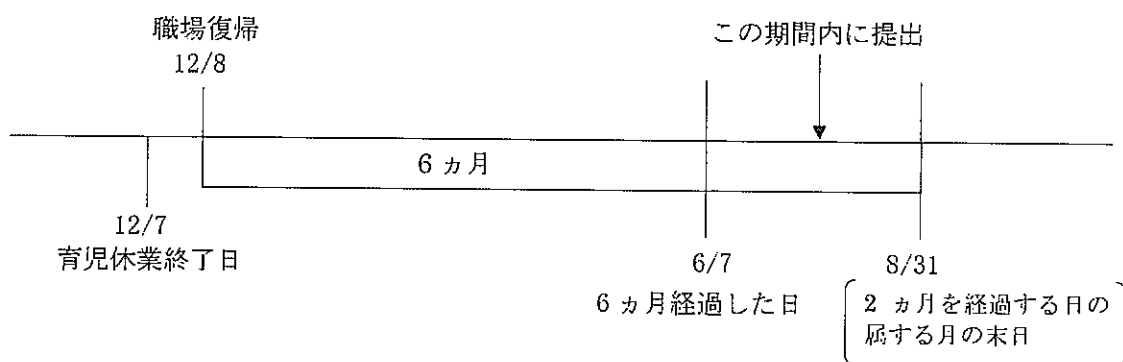
(1) 育児休業者職場復帰給付金の支給を受ける場合について

育児休業が終了した後、被保険者として引き続き6ヵ月以上雇用された場合に支給されます。
 なお、子が1歳に達した日以後も引き続き休業している場合は、1歳の誕生日の前々日を育児休業が終了した日とします。

(2) 支給申請の時期について

育児休業基本給付金の支給対象となっていた育児休業終了後、6ヵ月を経過した日の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までに支給申請を行ってください。

この支給申請の時期を徒過した場合、天災その他やむを得ない理由があるものを除き、原則として支給できませんのでご注意ください。



(3) 支給・不支給決定の通知

支給の可否と支給額については、「育児休業者職場復帰給付金支給決定通知書」により、原則として被保険者本人への郵送により通知されます（事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を必ず被保険者へお渡しく下さい。）。

(4) 支給方法について

育児休業基本給付金の場合と同様に、指定した金融機関の口座に振り込まれます。

育児休業給付制度（旧）

I 育児休業基本給付金の概要

育児休業基本給付金は、雇用保険の被保険者が育児休業を取得し、その育児休業中に支払われる賃金が、育児休業開始前の賃金に比べて80%未満である等、一定の要件を満たした場合に支給される給付金です。

1. 受給資格

1歳未満の子を養育する被保険者で、次のいずれにも該当する場合は、事業所の所在地を管轄するハローワークに対し、受給資格確認手続き（P.47参照）を行うことにより、育児休業基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- ① 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した一般被保険者（短時間労働被保険者を含む。また、男女を問わない。）であること（注1）。
- ② 育児休業を開始した日（注2）の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算（注3）して12ヵ月以上あること。

この受給資格の確認を受けた被保険者（「受給資格者」といいます。）であって、育児休業中に支払われた賃金の額が、ハローワークにおいて登録された休業開始時の賃金月額に比べて、80%未満である等、支給要件を満たした場合に、育児休業基本給付金を受けることができます。

「休業開始時の賃金月額」とは…

休業開始日の前日を離職日とみなした場合に算定されることとなる基本手当の賃金日額（離職直前6ヵ月の賃金額の合計を180で除したものを30倍したものです）。

- （注1） 職場復帰後、同一の子について再度育児休業を取得した場合は、原則として育児休業給付は支給されません。
- （注2） 育児休業を開始した日とは、女性が産後休業の後引き続いて育児休業を行う場合、出産日から起算して58日目の日をいいます。また、男性が実子の育児休業を行う場合は、配偶者の出産日当日から育児休業を開始することができます。
- （注3） 通算とは、離職した日の翌日が再就職日の前日から起算して1年以内にあり、当該離職による基本手当又は特例一時金の受給資格を決定していない場合に通算できることをいいます。

	出産日	育児休業開始日	
	産前休業	産後休業	育児休業
2年間	この間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上		

2. 支給要件

育児休業開始日から起算して1ヵ月ごとに区切った場合（区切られた1ヵ月の間に育児休業終了日又は子が一歳に達する日が含まれる場合は、その育児休業終了日又は子が一歳に達する日の前日まで）の各期間（「支給単位期間」といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象（「支給対象機間」といいます。）となります。

- ① 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ② 支給単位期間に、育児休業による全日休業日が20日以上あること。
（育児休業終了等により、1ヵ月に満たない支給単位期間については、育児休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。）
なお、この全日休業日には日曜日、祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。
- ③ 支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時の賃金月額額の80%未満であること。

※「支給単位期間に支給された賃金」とは…

支給単位期間中に支給された賃金とは、「その期間に支払日のあるもの」をいいます。

ただし、育児休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、原則として育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみとなります。

なお、ある支給単位期間に支払われた賃金の中に、育児休業期間外を対象とした賃金が含まれている場合であって、その次以降の支給単位期間中に既に支払われた賃金の中に、育児休業期間外を対象とした賃金等が含まれていない（又は無給である）場合は、その次以降の支給単位期間中に支払われた賃金（又は0円）が、当該支給単位期間中に支払われた賃金となります。

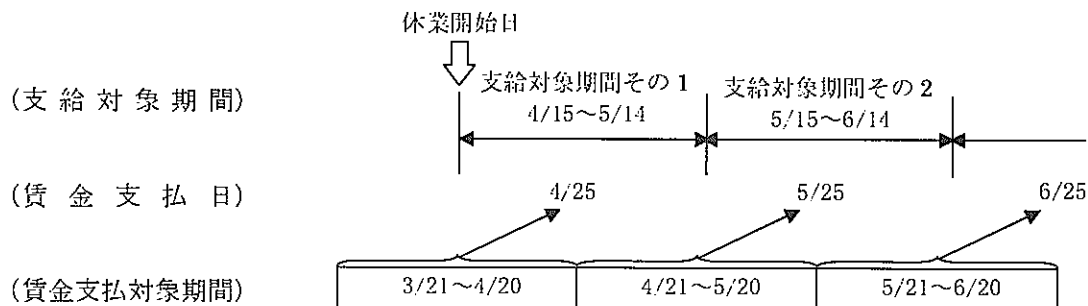
また、その次以降の支給単位期間中に支払われた賃金は、再び同じ賃金額となります。

育児休業期間を対象として賃金が支払われないことが、就業規則、労働協約、賃金規程で明示されている場合は、支払われた賃金は、すべて0円として差し支えありません。

（ただし、その明示書類を提示する必要があります。）

（例）賃金締切日20日、賃金支払日25日、休業開始日4月15日の場合

「支給対象期間その1（4/15～5/14）」中、4/25に支払われた賃金の中には、育児休業期間外（3/21～4/14）を対象とした給与・手当等が含まれていますが、その次の「支給対象期間その2」中、5/25に支払われた賃金には、育児休業期間外を対象とした給与・手当等が含まれていない（4/21～5/20を対象としている）ので、支給申請書中の支給対象期間その1及び支給対象期間その2の「支払われた賃金額」欄には、両方とも5/25に支払われた賃金の額を記入します。



3. 支給額

育児休業基本給付金の支給額は次のとおりです。

- (1) 原則として、休業開始時の賃金月額額の 30%相当額が支給されます。
 - (2) 支給単位期間中に賃金が支払われた場合であって、その賃金額と(1)で計算した育児休業基本給付金の合計が休業開始時の賃金月額額の 80%を超える場合は、休業開始時の賃金月額額の 80%から超えた額を減じて支給されます。
 - (3) 育児休業基本給付金の上限額は127,350円です(平成17年7月31日までの上限額は129,870円)。
- ※ この上限額は、毎年8月1日に変更となる場合がありますのでご注意ください。

育児休業期間中に事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金が、休業開始時の賃金月額額の

- ① 50%以下の場合……………賃金月額額の 30%相当額を支給
- ② 50%を超えて 80%未満の場合……………「賃金額+育児休業基本給付金」が賃金月額額の 80%に達するまで支給
- ③ 80%以上の場合……………支給されません。

(支給額の例)

◎ 休業開始時の賃金月額が 20 万円で…

- (1) 支給単位期間中は無給の場合 (50%以下)

$$200,000 \times 30\% = 60,000$$

支給額は 60,000 円となります。

- (2) 支給単位期間中に賃金が 15 万円支払われた場合 (50%を超えて 80%未満)

$$200,000 \times 80\% = 160,000 \text{ 円 (休業開始時の賃金月額額の 80\%)}$$

$$160,000 - 150,000 = 10,000$$

支給額は 10,000 円となります。

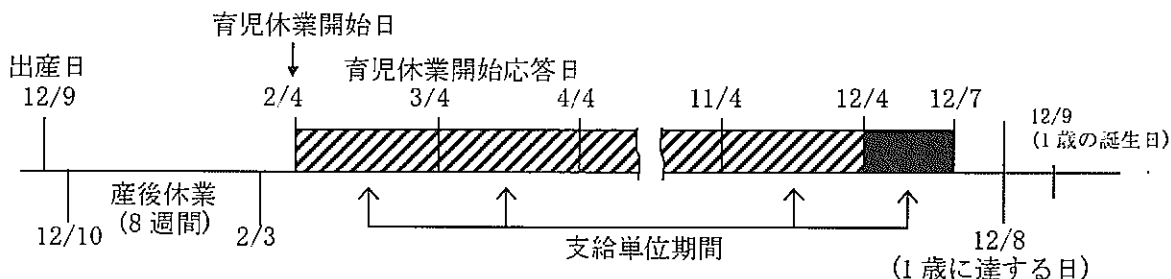
- (3) 支給単位期間中に賃金が 17 万円支払われた場合 (80%超) は、支給されません。

4. 支給対象期間

育児休業基本給付金の支給期間は次のとおりです。

- (1) 育児休業開始日から、育児休業に係る子が満1歳となった日(満1歳の誕生日の前日)の前日までの間
- (2) 満1歳となる日の前に育児休業を終了したときは、育児休業を終了した日までの期間

(例示) 女性の被保険者で、子が1歳に達する日まで育児休業した場合



※上記例示における、12/4～12/7の期間については、育児休業による全日休業日が1日以上あれば支給対象となり得ます。

Ⅱ 育児休業者職場復帰給付金の概要

育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金を受給された方が職場復帰後に被保険者として引き続き6ヵ月以上雇用された場合に支給される給付金です。

1. 支給要件

育児休業基本給付金を受給した被保険者が育児休業を終了した後（当該事業所において、子が満1歳に達した日以後も引き続き育児休業が認められている場合は満1歳到達後）、被保険者として引き続き6ヵ月以上雇用されている場合に支給されます。

2. 支給額

休業開始時の賃金月額10%に相当する額に、育児休業基本給付金の支給を受けることができた支給対象機間の数を乗じて得た額が、育児休業者職場復帰給付金として、まとめて支給されます。

支給額の例

◎ 休業開始時の賃金月額が20万円、育児休業基本給付金を11ヵ月受給した場合

支給額 = 200,000円 × 10% × 11ヵ月 = 220,000円

Ⅲ 育児休業給付の受給資格確認手続き

1. 育児休業基本給付金の受給資格確認手続き

雇用する被保険者が育児休業を開始したときは、次の手続きが必要です。

提出書類	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」（賃金月額証明書） 「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」 (受給資格確認票)
確認書類	賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等記載内容を確認できる書類 母子健康手帳その他育児の事実を確認できる書類の写し
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出期限	雇用する被保険者が休業を開始した日の翌日から起算して10日以内 ただし、支給申請書を事業主が代行して行う場合は、初回の支給申請書と同時に (初回の支給申請書の提出期限までに) 提出することができます。

(1) 「賃金月額証明書」の提出について

被保険者が1歳未満の子を養育するための育児休業を開始した場合は、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に「賃金月額証明書」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ただし、支給申請手続を事業主が代行して行う場合は、初回の支給申請書と同時に（初回の支給申請の提出期限までに）提出することができます。

(2) 受給資格の確認とその通知について

前記(1)の賃金月額証明書を提出する際は、「受験資格確認票」を添付してください。

これにより、育児休業基本給付金の受給資格がある場合は「育児休業給付受給資格確認通知書（確認通知書）」及び次回使用するべき「育児休業基本給付金支給申請書」を、また、受給資格がない場合は「育児休業給付受給資格否認通知書（否認通知書）」を、原則として被保険者本人に郵送します（事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を8受給資格が確認された場合は支給申請書とともに）必ず被保険者にお渡しください。

この「確認通知書」には、育児休業開始時点の「賃金月額」、「賃金月額の30%」、「賃金月額の10%」が印字されます。

(3) 次回支給申請日等の指定について

「育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請期間（日）を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、支給申請期間に、あらかじめ支給を受けられないことが明らかである場合であっても、指定された支給申請期間に、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と変更のうえ提出してください。

2. 育児休業者職場復帰給付金の受給資格確認手続き

育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金を受給した被保険者に支給されるものですから、あらためて賃金月額証明書・受給資格確認票を提出する必要ありません。

Ⅳ 育児休業給付の支給申請手続き

1. 育児休業基本給付金の支給申請手続き

雇用する被保険者が、育児休業給付の受給資格の確認を受けたときは、以下の手続きにより、育児休業基本給付金の支給を受けることができます。

提出書類	「育児休業基本給付金支給申請書」(支給申請書) 「支給申請に係る承諾書」
確認書類	賃金台帳、出勤簿等の記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出時期	安定所長が指定する支給申請期間(日)。「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。
提出者	事業主又は被保険者

(1) 育児休業基本給付金の支給を受ける場合について

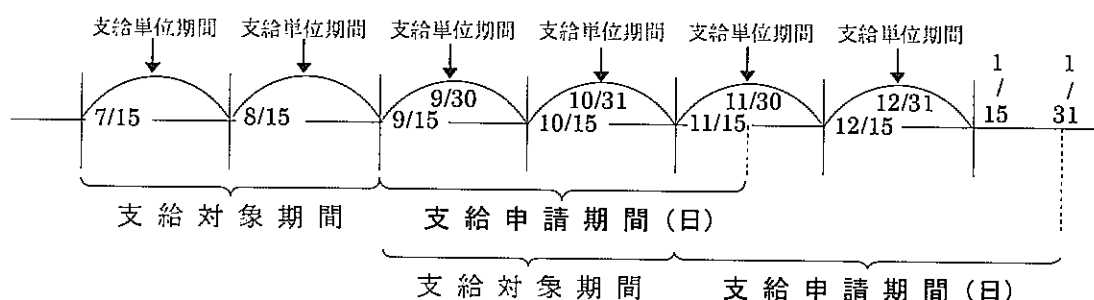
育児休業基本給付金の支給を受けることができるのは、各支給単位について「支給要件」(P.45)を満たすときです。

(2) 支給申請の時期について

支給申請は、原則2ヵ月ごとに行います。

なお、受給資格確認後の初回の支給申請は、最初の支給対象期間の初日から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までの期間に行うことができますが、その期間内に安定所長が指定する高年齢雇用継続給付の支給申請月(奇数月又は偶数月)がある場合は、できるだけその月に申請してください。

(例示)



この支給申請の時期を徒過した場合は、天災その他やむを得ない理由があるものを除き、原則として支給できませんのでご注意ください。

あらかじめ、支給を受けられないことが明らかである場合であっても、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と変更して提出してください。これにより、その次の支給対象期間と支給申請期間(日)の指定を受けることとなります。

(3) 支給・不支給決定の通知について

支給の可否と支給額については、「育児休業基本給付金支給決定通知書」により、原則として被保険者本人への郵送により通知されます(事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を、同時に交付される支給申請書とともに必ず被保険者にお渡しください)。

(4) 支給方法について

支給決定された給付金は、受給資格確認票又は払渡希望金融機関指定届により指定された金融機関（除く郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行）の申請者本人名義の普通預（貯）金口座に振り込まれます。

配偶者名義等、本人以外の名義の口座や、普通預（貯）金口座以外の口座を指定すると給付金の振込みができませんのでご注意ください。

〔払渡希望金融機関の指定及び変更について〕

受給資格の確認の際に払渡希望金融機関を指定しなかった方については、初回の支給申請までに（申請時でも可）「払渡希望金融機関指定届」を提出してください。

育児休業給付の受給資格の確認を受ける前に、他の雇用保険の給付（基本手当等）の支給を口座振込みにより受けたことのある方については、変更の届出がない限り、前に指定された口座に振り込まれます。

また、受給中に払渡希望金融機関を変更する場合は、**振込先の変更を希望する給付金に係る支給申請までに（申請時でも可）「払渡希望金融機関変更届」**を提出してください。

（ご注意）

次のような場合は、「払渡希望金融機関変更届」の提出が必要となります。

- ① 振込先として指定した口座を解約した場合
- ② 振込先として指定した口座を他支店へ移管した場合
- ③ 振込先として指定した金融機関又は支店の統廃合により、金融機関番号、店舗番号又は口座番号が変更された場合。

(5) 支給申請に係る承諾書について

事業所において初めて雇用継続給付の支給申請を行う場合は、支給申請時「支給申請に係る承諾書」を添付してください。委任を受けた事業主が当該事業所の被保険者分をまとめて提出するようご協力をお願いします（P.80参照）。

2. 育児休業者職場復帰給付金の支給申請手続き

育児休業基本給付金の支給を受けていた受給資格者は、育児作業を終了した後等に以下の手続きにより育児休業者職場復帰給付金のしきゅうを受けることができます。

提出書類 「育児休業者職場復帰給付金支給申請書」

提出先 事業所の所在地を管轄するハローワーク

提出時期 育児休業終了日等後6ヵ月経過した日の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日

提出者 事業主又は被保険者

(1) 育児休業者職場復帰給付金の支給を受ける場合について

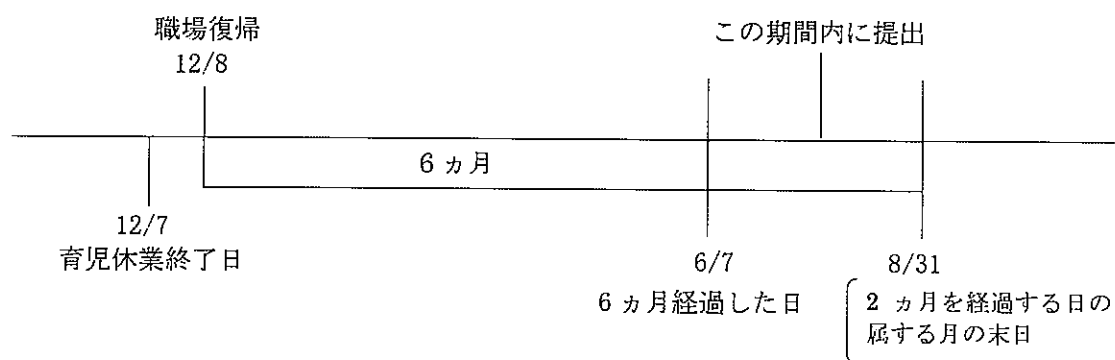
育児作業が終了した後、被保険者として引き続き6ヵ月以上雇用された場合に支給されます。

なお、子が1歳に達した日以後も引き続き休業している場合は、1歳の誕生日の前々日を育児休業が終了した日とします。

(2) 支給申請の時期について

育児休業基本給付金の支給対象となっていた育児休業終了後、6ヵ月を経過した日の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までに支給申請を行ってください。

この支給申請の時期を徒過した場合、天災その他やむを得ない理由があるものを除き、原則として支給できませんのでご注意ください。



(3) 支給・不支給決定の通知

支給の可否と支給額については、「育児休業者職場復帰給付金支給決定通知書」により、原則として被保険者本人への郵送により通知されます（事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を必ず被保険者へお渡しください。）。

(4) 支給方法について

育児休業基本給付金の場合と同様に、指定した金融機関の口座に振り込まれます。

V 育児休業給付各種申請書等の記載例及び通知例

1 「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」の記載例

2 枚目左欄外「捺印」

当該証明書の提出時に誤記載が発見されたときに備えて、事業主印を押印してください。

⑦欄「休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

一般被保険者として休業を開始した場合は、「短時間以外」を短時間労働被保険者として休業を開始した場合は「短時間」を○で囲んでください。

また、「休業等を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。

その他は、離職証明書の記載要領に準じて、2年間について記入してください。

⑧欄「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

⑦欄の期間における賃金の支払の基礎となった日数を記入してください。

有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨欄「賃金支払対象期間」

最上段には、休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間記入してください。

⑩欄「賃金に関する特記事項」

3ヶ月以内の期間ごとに支払われる賃金（特別の賃金）について記入してください。


該当がない場合には斜線を引いてください。

様式第10号の4

雇用保険被保険者 **休業開始
短縮措置**

① 被保険者番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0 0				
② 事業所番号	9 9 9 9 - 0 0 0 0 0 1 - 0				
③ 名称					
事業所所在地					
電話番号					
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。					
住所	東京都文京区西長崎2-5-1				
事業主	(株)東京保険				
氏名	代表取締役 東京 太郎				
⑩ 休業等を開始					
④ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑤ 短時間以外	⑥ 短時間	⑦ 休業等を開始した日	⑧ 賃金支払基礎日数	⑨ 賃金支払対象期間
2月16日～2月15日	短時間以外	短時間	2月16日	0日	2月21日～2月20日
11月16日～11月15日	短時間以外	短時間	11月16日	20日	11月21日～11月20日
10月16日～10月15日	短時間以外	短時間	10月16日	31日	10月21日～10月20日
9月16日～9月15日	短時間以外	短時間	9月16日	30日	9月21日～9月20日
8月16日～8月15日	短時間以外	短時間	8月16日	31日	8月21日～8月20日
7月16日～7月15日	短時間以外	短時間	7月16日	31日	7月21日～7月20日
6月16日～6月15日	短時間以外	短時間	6月16日	30日	6月21日～6月20日
5月16日～5月15日	短時間以外	短時間	5月16日	31日	5月21日～5月20日
4月16日～4月15日	短時間以外	短時間	4月16日	30日	4月21日～4月20日
3月16日～3月15日	短時間以外	短時間	3月16日	31日	3月21日～3月20日
2月16日～2月15日	短時間以外	短時間	2月16日	29日	2月21日～2月20日
1月16日～1月15日	短時間以外	短時間	1月16日	31日	1月21日～1月20日
12月16日～12月15日	短時間以外	短時間	12月16日	31日	12月21日～12月20日
11月16日～11月15日	短時間以外	短時間	11月16日	30日	11月21日～11月20日
月 日～月 日	短時間以外	短時間	月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	短時間以外	短時間	月 日	日	月 日～月 日
⑩ 賃金に関する特記事項					
退(休業開始時における)雇用期間		イ 定めなし		ロ 定めあり→	
由公共職業安定所記載欄					
社会保険 事務上 記載欄	氏名	名	電話番号		

額証明書 (安定所提出用) (育児・介護)
賃金証明書

アスマ キョウコ	④ 休業等を開始した日の年月日	平成 17 年 3 月 16 日
東京子	⑤ 休業等を開始した者の住所又は居所	〒 136-0081 江東区夢の島7-28-1 電話番号 (03) 1203 - 4567
		
賃金支払状況等		
⑧ 金額	⑨ 日数	⑩ 備考
0		自 16 12 5 至 17 3 15
113,500		101日間
200,000		産前・産後休業のための賃金支払いなし
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
180,000		
180,000		
180,000		
180,000		
180,000		
180,000		
休業開始時賃金月額証明書 受理 短給措置等適用時賃金証明書 平成 年 月 日 (受理番号)		
月 日まで (休業開始日を含めて) 年 月		

④欄「休業等を開始した日の年月日」

被保険者が一歳に満たない子を養育するための休業を開始した日を記入してください。

⑩欄「⑨の基礎日数」

⑨欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。

有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪欄「賃金額」

月給者は④欄に、日給者は⑥欄に記入しますが、日給者に月極めで支払われる賃金(家族手当等)は④欄に記入し、合計額を計欄に記入してください。

④欄又は⑥欄の記載のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫欄「備考」

⑦欄から⑪欄の参考となることを記入してください。

- 例・賃金未払いがある場合
- ・雇用調整助成金を受けている場合
 - ・出産等で引き続き30日以上賃金の支払いがない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合、等

2枚目「休業等を開始した者の確認印又は自筆による署名」

記載事項に相違ないことを被保険者に確認させたい。押印又は自筆による署名のいずれかにより記載させてください。

主任	次長	課長	係長	係

2 「育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業基本給付金支給申請書」の記載例

②欄 被保険者番号

被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

④欄 事業所番号

当該事業所の事業所番号を記入してください。

⑤欄 育児休業開始日

被保険者が育児休業を開始した日を記入してください。ただし、女性の被保険者が、労働基準法の規定による産後休業に引き続き育児休業を取得した場合は記入する必要ありません。

⑥欄 出産日

育児休業に係る子の出産日を記入してください。

⑪、⑭欄 支給対象期間

それぞれの支給対象期間の初日及び末日を記入してください。

⑰欄 職場復帰日

「育児休業基本給付金支給決定通知書」の「支給期間末日」前に育児休業を終了した場合に、その職場復帰日を必ず記入してください。

備考欄

下記の場合等については、必要事項を記載するとともに確認印等を押印してください。

- ・事業主を通じて支給申請を行うことについての承諾書が提出されていない間は、事業主を通じて支給申請を行うことを承認する旨備考欄に記載するとともに、被保険者本人の確認印を押印してください。
- ・初回の支給申請において前3、4ヵ月分の申請を行う場合、3、4ヶ月目となる支給対象期間、全日休業日数、支給された貸金額を備考欄に記入してください。
- ・支給対象期間中に離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に離職前事業所に係る貸金額を記入するとともに、当該前事業主の証明印を押印してください。
- ・出向元、出向先双方から貸金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく貸金額を記入するとともに、当該事業主の証明印を押印してください。

様式第33号の5 育児休業給付受給資格

① 被保険者番号 10400
② 事業所番号 9999-0000001
③ 育児休業開始日 平成 17年 6月 1日
④ 出産日 平成 17年 6月 1日
⑤ 支給対象期間その1 (初日-末日) 平成 17年 7月 3日 - 17年 8月 15日
⑥ 支給対象期間その2 (初日-末日) 平成 17年 7月 4日 - 17年 8月 15日
⑦ 職場復帰日 平成 17年 6月 26日
⑧ 支給対象期間延長事由 (1) 2
⑨ 産後休業表示 (1) を記入
⑩ 貸金額 (区分一日額) 万円 百円 千円
⑪ 支給資格確認年月日 平成 17年 6月 26日
⑫ 支給資格 (1) を記入
⑬ 支払区分
⑭ 金融機関・店舗コード

上記被保険者が育児休業を取得し、上記の記載事項
平成 17年 6月 26日
上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請し
雇用保険法施行規則第101条の13の規定により、
平成 17年 6月 26日

払込希望	フリガナ	三ツツジユクギン
金融機関	名称	西新宿銀行
	預金(貯金) 送金の記号 (口座) 番号	第

◆ 金融機関へのお問い合わせ
雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ送金
1. 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄及び「
(店舗名)の明示されたもの」を捺印してください
2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください

備考

社会保険 労働士 記載欄

③欄 被保険者となった年月日

被保険者証に記載されている被保険者となった年月日を記入してください。

⑦、⑧、⑨、⑩欄

被保険者の郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

票・(初回)育児休業基本給付金支給申請書

この用紙は、このまま機械で処理しますので汚さないようにして下さい。

	①安定所番号 □□□□□	1
0	③被保険者となった年月日 0 9 0 4 0 1	2
0		3
3日) 4:平成	④被保険者の住所(郵便番号) 0 1 1 8	4
	1 3 5 - 0 0 8 1	5
		6
		7
		8
		9
		10
		11
		12
		13
		14

⑧全日休業日数 3 1
⑨支払われた賃金額 百 十 千 万 円 十 0

⑩全日休業日数 3 0
⑪支払われた賃金額 百 十 千 万 円 十 0

⑫主任者氏名
⑬当初の育児休業開始日
⑭支給申請月 ⑮次回支給申請日
⑯未支給区分 (空白未支給)

がいないことを証明します。
 事業所名(所在地) 株式会社 東京保険 文京区安楽2-5-1
 代表取締役 東京 太郎
 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 東京 京子

金融機関コード	店舗コード	金融機関種別印
1 2 3 4	0 0 1	東京 京子
1586092	号	東京 京子

に振り込むため、次のことについて御力をお願いします。
 金) 送付の記号(口座)番号)欄等を前記した上、「金融機関種別印」欄に貴金融機関種別印

資格確認の可否	可	否
被保険者番号		
資格確認年月日	平成	年 月 日
通知年月日	平成	年 月 日

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑫、⑮欄 全日休業日数

⑪、⑭欄の支給対象期間において前日にわたって休業している日(日曜日、祝日等を含む。)を記入してください。

⑬、⑯欄 支払われた賃金額

⑪、⑭欄の支給対象期間において支払われた賃金の額を記入してください。なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、備考欄にその額と名称と支給対象期間を記入してください。

事業所名(所在地)、事業主名、申請者氏名 欄

被保険者本人が記名押印又は自筆による署名し、記載内容について事業主が証明してください。

払渡希望金融機関指定届 欄

育児休業給付の払渡しを希望する申請者本人名義の普通預(貯)金口座の金融機関の名称等を記入し、金融機関の確認印を受けてください。

(配偶者等、本人以外の名義の口座や普通預(貯)金口座以外の口座を指定すると給付金の振込みができませんのでご注意ください。)

※給付金が振込できない金融機関は次のとおりです。

- ・郵便局
- ・インターネットバンク
- ・一部の外資系銀行
- ・最近新設された金融機関の店舗など一部の金融機関については、ハローワークのコンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

3 「育児休業基本給付金支給申請書」(2回目以降)の記載例

※ 育児休業給付受給資格確認のみ行った場合は、この様式が初回の支給申請書となります。

⑤、⑧欄 支給対象期間

それぞれの支給対象期間の初日及び末日を記入してください。

⑥、⑨欄 全日休業日数

⑤、⑧欄の支給対象期間において、全日にわたって休業している日(日曜日、祝日を含む。)を記入してください。

⑦、⑩欄 支払われた賃金額

⑤、⑧欄の支給対象期間において、支払われた賃金の額を記入してください。なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々⑤、⑩欄にその額と名称と支払対象期間を記入してください。

様式第33号の5の2
育児休業基本給付金支給申請書
育児休業者職場復帰給付金支給申請書

主続種別 1040 3:基本給付金 4:職場復帰給付金
#①安定所番号
氏名 アスマ キョウコ

支給対象期間その1(初日-末日) 170316-170415 支給対象期間その2(初日-末日) 170416-170515
②特保険者番号 1234-567890-0 ③健康保険番号 090401

④育児休業開始日 170316 ⑤専業主番号 9999-000001-0 ⑥職場復帰日
⑦支給対象期間その1(初日-末日) 平成 1 6 0 5 1 6 ⑧全日休業日数 3 1
⑨支給対象期間その2(初日-末日) 平成 1 6 0 6 1 6 ⑩全日休業日数 3 0

⑪職場復帰日 ⑫支給対象期間延長事由一欄 ⑬支給された賃金額
⑭その他賃金に関する特記事項

上記の記載事実が誤りがないことを証明します。平成 17 年 6 月 26 日
事業所名(所在地) 株式会社 東京保険 文京区後楽2-5-1
事業主氏名 代表取締役 東京 太郎

雇用保険法施行規則第101条の13・第101条の14の規定により、上記のとおり育児休業基本給付金・育児休業者職場復帰給付金の支給を申請します。平成 17 年 6 月 26 日
届出場所 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 東京 京子

社会保険労務士記載欄
申請者印
申請年月日 平成 年 月 日
支給決定年月日 平成 年 月 日 (950) 17.4 E

⑭欄

育児休業に係る子が、1歳に達する日後の期間について育児休業給付の申請を行う場合に理由及び期間を記入してください。

事業所名(所在地)、事業主氏名欄

記載事実が誤りがないことを証明してください。

申請者氏名欄

被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

⑪欄 職場復帰日

「育児休業基本給付受給資格確認通知書」等に記載されている「支給期間末日」前に育児休業を終了した場合に、その復帰日を必ず記載してください。

育児休業を終了したにもかかわらず、「職場復帰日」の記載をせずに支給申請し、支給決定を行った後にその事実が判明した場合は、正しく処理し直すために、既に支給決定した金額を回収させていただく場合がありますので、ご注意ください。

備考欄

下記の場合等については、必要事項を記載するとともに確認印を押印してください。

- ・ 事業主を通じて支給申請を行うことについての承諾書が提出されていない間は、事業主を通じて支給申請を行うことを承認する旨備考欄に記載するとともに、被保険者本人の確認印を押印してください。
- ・ 初回の支給申請において前 3、4 ヶ月分の申請を行う場合、3、4 ヶ月目となる支給対象期間、全日休業日数、支給された賃金額を備考欄に記載してください。
- ・ 出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記載し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額を記入するとともに、当該事業主の証明印を押印してください。

4 「育児休業者職場復帰給付金支給申請書」の記載例

※ 申請の際は⑤～⑬欄は記入しないでください。

様式第33号の5の2

育児休業基本給付金支給申請書
育児休業者職場復帰給付金支給申請書

※欄外備考 1: 基本給付金 4: 職場復帰給付金	#①安定所番号 □□□□□□	氏名 アズマ キョウコ	1 2 3 4 5 6
支給対象期間その1(初日-末日) □□□□□□ - □□□□□□		支給対象期間その2(初日-末日) □□□□□□ - □□□□□□	
①被保険者番号 1234-567890-0		②期日 090401	
③育児休業開始日 170316		④育児休業終了日 9999-000001-0	
⑤支給対象期間その1(初日-末日) 平成 □□年□□月□□日 - □□年□□月□□日		⑥全日休業日数 □□	
⑦支給対象期間その2(初日-末日) 平成 □□年□□月□□日 - □□年□□月□□日		⑧全日休業日数 □□	
⑨職場復帰日 平成 □□年□□月□□日		⑩支給対象期間延長事由一期間 □□年□□月□□日 - □□年□□月□□日	
その他資金に関する特記事項 ()			
上記の記載事実が誤りがないことを証明します。 平成 18年 7月 25日			
事業所名(所在地) 株式会社 東京印刷 東京都中央区2-5-1		事業主氏名 代表取締役 東京 太郎	
雇用保険法施行規則第101条の14の規定により、上記のとおり育児休業者職場復帰給付金の支給を申請します。 平成 18年 7月 26日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 東京 京子			
社会保険 労働士 記載欄		氏名 東京 京子	
所長 次長 課長 係長 係長 係長 係長 係長		申請者氏名 東京 京子	

事業所名(所在地)、事業主氏名 欄

記載事実が誤りがないことを証明してください。

申請者氏名 欄

被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

育児休業給付制度

5 育児休業給付関係の各種通知例

(1) 育児休業給付受給資格確認通知書等の例

育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

121

事業主番号	9999-00001-0	事業主名称	カブシキガイシャ トウキョウホウケン	指定期間とった年月日
被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アズマ キョウコ	090401
次回支給対象期間その1	170316-0415	次回支給申請期間	170316-160731	休業開始日
次回支給対象期間その2	170316-0515			170316

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区安1-9-20
の所在地・電話番号 TEL03-3912-8209
交付 平成 17年 6月 26日

所在地 公共職業安定所

育児休業給付受給資格確認・否認通知書
育児休業基本給付金支給決定通知書（被保険者通知用）
育児休業者職場復帰給付金支給決定通知書

被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アズマ キョウコ	性別	女	生年月日	3-501030	出生日	170118
休業開始日	170316	支給期間初日	160116	賃金月額	199900	賃金月額の 30%	59934	賃金月額の 10%	19998
受給資格確認日	170626	支払方法(強制徴収・高額コード適用標準)	1234001-1556092						

※1 提出された支給申請内容等の資料を審査したところ、支給申請書と以下のとおり異なることとなりましたのでご通知します。

通知内容

- 給付金の種類 育児休業基本 育児休業者職場復帰(給付金)
- 支給期間初日 1 平成17年3月16日～平成17年4月15日
2 平成17年4月16日～平成17年5月15日
- 次回支給申請期間 平成17年5月16日～平成17年7月31日
- 支給決定申請日 平成 年 月 日

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区安1-9-20
の所在地・電話番号 TEL03-3912-8209
交付 平成 17年 6月 26日

所在地 公共職業安定所

育児休業給付次回支給申請日指定通知書

次回支給対象期間について、この通知書に記載されている次回申請期間に申請を行わないと原則支給決定できなくなりますのでご注意ください。

育児休業給付受給資格確認通知書

原則として受給資格者本人へ郵送により交付します。
(事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を、同時に交付される支給申請書とともに必ず被保険者にお渡しください。)

支給期間末日は、子の誕生日の前々日となります。

育児休業給付の受給資格を否認された場合はその旨が記載されます。
受給資格確認と同時に初回の育児休業基本給付金の支給申請が行われた場合は、支給決定された内容等が記載されます。

(2) 育児休業基本給付金支給決定通知書の例

育児休業給付受給資格確認・否認通知書
育児休業基本給付金支給決定通知書（被保険者通知用）
育児休業者職場復帰給付金支給決定通知書

被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アズマ キョウコ	性別	女	生年月日	3-501030	出生日	160118
休業開始日	170316	支給期間初日	160116	賃金月額	199900	賃金月額の 30%	59934	賃金月額の 10%	19998
受給資格確認日	170626	支払方法(強制徴収・高額コード適用標準)	1234001-1556092						

通知内容

育児休業基本給付金以下のとおり支給決定しましたのでご通知します。

支給対象期間	支払額	合計金額
170316-170415 31日	0円	59,934円
170416-170515 30日	0円	59,934円
合計金額 119,868円		

- 支給期間初日 1 平成17年5月16日～平成17年6月15日
2 平成17年6月16日～平成17年7月15日
- 支給申請期間 平成17年7月16日～平成17年9月30日

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区安1-9-20
の所在地・電話番号 TEL03-3912-8209
交付 平成 17年 6月 26日

所在地 公共職業安定所

育児休業基本給付金支給決定通知書

原則として受給資格者本人へ郵送により交付します。
(事業主を通じて交付される場合、事業主は当該通知書を、同時に交付される支給申請書とともに必ず被保険者にお渡しください。)

育児休業者職場復帰給付金の支給決定通知についても、同様に通知内容欄にその旨記載されます。

Ⅵ 育児休業給付に関するQ&A

○ 受給資格関係

Q1 この度、子供を出産・養育するために離職することとなりましたが、離職する前に育児休業を取得することができます。この場合でも手続きを行えば育児休業給付を受けることはできますか？

A 育児休業給付は、育児休業取得後、職場復帰することを前提としている方を対象としていることから、離職が予定されていれば育児休業給付を受けることはできません。

Q2 ある会社に4年間勤務して離職、その後基本手当の受給資格の決定を受けましたが、基本手当を受給せずに別の会社に再就職しました。再就職後10ヵ月した現時点で育児休業を取得することになりましたが、育児休業給付を受けることはできますか？

A 現時点では育児休業給付を受けることはできません。
育児休業給付を受けるためには、「育児休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上あること」が必要ですが、離職後に基本手当の受給資格の決定を受けている場合は、その離職日以前の期間は通算できないこととなっています。
ただし、今後勤務することによって、賃金支払基礎日数が12ヵ月に達した時点で育児休業給付を受給することは可能です。

Q3 育児休業給付に係る「育児休業開始日」は、いつのことですか？

A 出産された女性については、産後休業期間（産後8週）終了日の翌日になります。
なお、男性であっても育児休業給付を受けることは可能です。育児休業基本給付金の支給対象は出産する女性の場合は、産後8週間経過後ですが、男性の場合は配偶者の出産日当日から支給対象とすることができます。

Q4 育児休業の就業規則を定めていない場合は、育児休業給付を受けることはできないのでしょうか？

A 受けることは可能です。
本人が申し出を行い、これを事業主が認めた育児休業であれば、就業規則の定めの有無は問いません。

Q5 第1子に係る育児休業基本給付金を受給中に、第2子を妊娠し、労働基準法による産前休業を開始した場合でも、引き続き、第1子に係る育児休業基本給付金を受けることはできますか？

A 第2子に係る産前休業開始日の前日に、第1子に係る育児休業が終了することとなりますので、第2子に係る産前休業期間中に第1子に係る育児休業基本給付金を受けることはできません。

○ 延長関係

Q6 私の勤務先では子が2歳になるまで育児休業を取得することができますが、延長の対象になりますか？

A 最初から子が2歳になるまで育児休業を取得することが決まっている場合は延長の対象にはなりません。

Q7 子が1歳になり職場復帰しようとしたのですが、配偶者が転勤になり単身赴任することになりました。延長の対象になりますか？

A 子の養育を行う予定の配偶者が転勤のために一緒に住むことができなくなるのであれば、延長の対象になります。

○ 期間雇用者関係

Q8 わたしは契約社員として3年働いています。契約の期間は会社の閑散期をはずした9月から6月までです。7・8月は雇用保険には加入していませんが、育児休業終了後の1年以上の雇用の見込みはどうなりますか？

A 期間雇用者の雇用の見込みは被保険者でない期間が3ヶ月以内であれば見込みがあると判断します。

○ 支給関係

Q9 育児休業基本給付金を受給後に職場復帰しましたが、職場復帰後6ヵ月を経過する前に離職し、1日の空白もなく別の事業主に再雇用されました。この場合、職場復帰後6ヵ月経過した時点で育児休業者職場復帰給付金の受給はできますか。

A 職場復帰後6ヵ月経過するまでに離職により被保険者資格を喪失しても、1日の空白もなく再就職により被保険者を取得した場合は、職場復帰後6ヵ月経過した時点で育児休業者職場復帰給付金の受給が可能です。

○ その他

Q10 育児休業給付は課税されますか？

A 育児休業給付は課税の対象とはなりません。

Q11 育児休業中でも雇用保険料を払わなくてはなりませんか？

A 事業主から賃金が支払われた場合は、雇用保険料の負担が必要です。

3 介護休業給付制度の概要

介護休業給付とは…

急速な高齢化の進展等に伴い、要介護者の数が増大することが予想され、家族介護の問題が労働者が雇用を継続していく上での制約要因となっていることを踏まえ、労働者が介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、介護をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設され、平成11年4月1日に施行されました。

具体的には、対象家族を介護するための休業を取得した被保険者について、介護休業期間中の賃金が、休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に支給されるものです。

この介護休業給付は、その介護休業が終了した後に
「介護休業給付金」
として支給されます。

I 介護休業給付金の概要

介護休業給付金は、雇用保険の被保険者が介護休業を取得し、その介護休業中に支払われる賃金が、介護休業開始前の賃金に比べて80%未満である等、一定の要件を満たした場合に支給される給付金です。

1. 受給資格

家族を介護するための休業をした被保険者で、次のいずれにも該当する場合に介護休業給付金の受給資格者となります。

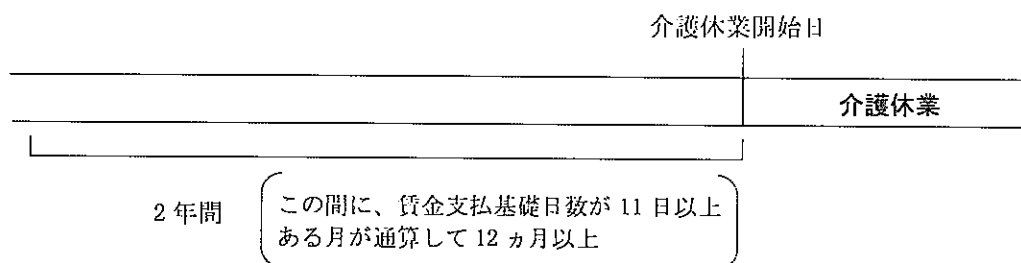
- ① 家族を介護するために、介護休業を取得した一般被保険者（期間雇用者、短時間労働被保者を含む。）であること。
ただし、当該被保険者が65歳に達すると高年齢継続被保険者となりますので、この日以後に介護休業を開始した場合は、支給対象となりません。
- ② 介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上である月が通算(注)して12ヵ月以上であること。

(注) 通算とは、離職した日の翌日が再就職日の前日から起算して1年以内にあり、当該離職による基本手当又は、特例一時金の受給資格を取得していない場合に通算できることをいいます。

期間雇用者が支給対象となる場合

- ① 休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用されていて、かつ、育児休業終了後も同一事業主のもとで労働契約が更新され3年以上の雇用の見込みがあること。
- ② 休業開始時において同一事業主の下で3年以上雇用されていて、かつ、育児休業終了後も同一事業主のもとで労働契約が更新され1年以上の雇用の見込みがあること。

期間雇用者の受給資格確認手続きの際には「期間雇用者の育児・介護休業に係る報告」を添付してください。(P.85 参照)



2. 支給の対象となる介護休業

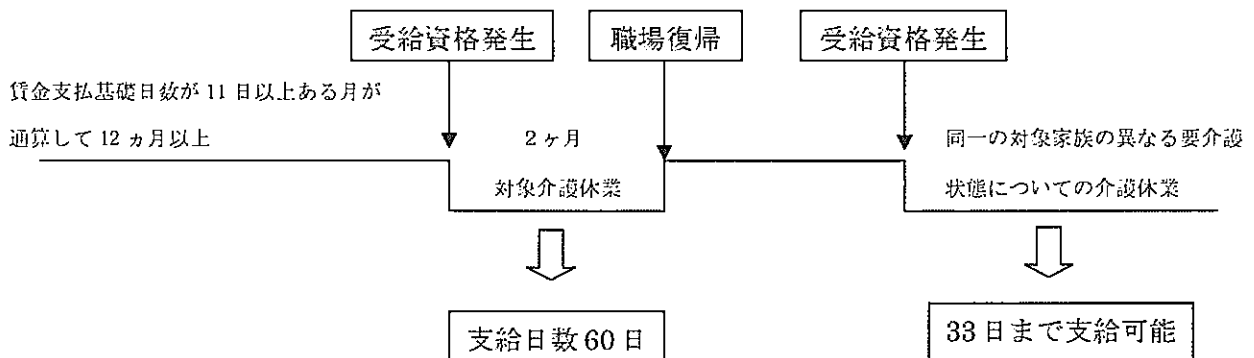
介護休業給付金は、以下の①及び②を満たす介護休業について、同一の対象家族の同一要介護常態について取得した介護休業は3ヶ月を限度に1回限り支給されます。

- ① 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること。）を必要とする状態にある家族（次のいずれかに限る。）を、介護するための休業であること。
 - イ 一般被保険者の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母（養父母を含む。）、子（養子を含む。）、配偶者の父母（養父母を含む。）
 - ロ 一般被保険者が同居しかつ扶養している一般被保険者の祖父母、兄弟姉妹、孫
- ② 一般被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

3. 複数回の受給が可能な場合

同一の対象家族について再度取得した介護休業が以下のいずれにも該当する場合はその介護休業について介護休業給付金が支給されます。

- ① 同一の対象家族について同一の要介護状態を介護するための休業でないこと。
- ② 同一の対象家族について取得した介護休業ごとに休業を開始した日から、休業を終了した日までの日数を合算した日数が93日に達した日後の休業でないこと。



4. 支給要件

介護休業開始日から起算して1ヵ月ごとに区切った場合（区切られた1ヵ月の間に介護休業終了日が含まれる場合は、その介護休業終了日まで）の各期間（「支給単位期間」といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象（「支給対象期間」といいます。）となります。

- ① 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ② 支給単位期間に、介護休業による全日休業日が20日以上あること
（介護休業終了により1ヵ月に満たない支給単位期間については、介護休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。）
なお、この全日休業日には日曜日、祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。
- ③ 支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時の賃金月額額の80%未満であること。

(1) 「支給単位期間に支給された賃金」とは…

支給単位期間に支給された賃金とは、「その期間に支払日のあるもの」をいいます。

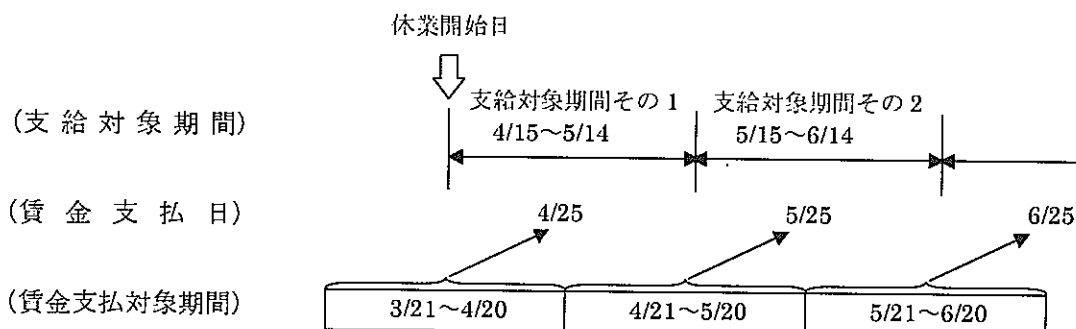
ただし、介護休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、原則として介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみとなります。

介護休業期間を対象として賃金が支払われないことが、就業規則、労働協約、賃金規程で明示されている場合は、支払われた賃金は、すべて0円として差し支えありません。

(ただし、その明示書類を提示する必要があります。)

(例) 賃金締切日 20 日、賃金支払日 25 日、休業開始日 4 月 15 日の場合

「支給対象期間その1 (4/15～5/14)」中、4/25 に支払われた賃金の中には、介護休業期間外 (3/21～4/14) を対象とした給与・手当等が含まれていますが、その次の「支給対象期間その2」中、5/25 日に支払われた賃金には、介護休業期間外を対象とした給与・手当等が含まれていません。



※支給対象期間その1には介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金のみを記載します。

(2) 「休業開始時の賃金月額」とは…

休業開始日の前日を離職日とみなした場合に算定されることとなる基本手当の賃金日額 (離職直前6ヵ月の賃金額の合計を180で除したものを30倍したものです)。

5. 支給額

介護休業給付金の支給額は次のとおりです。

(1) 原則として、休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の40%相当額が支給されます。

(2) 支給単位期間中に賃金が支払われた場合であって、その賃金額と(1)で計算した介護休業給付金の合計が休業開始時の賃金月額賃金日額に支給日数を乗じた額の80%を超える場合は、休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の80%から超えた額を減じて支給されます。

(3) 介護休業給付金の日額の上限額は14,150円、下限額は2,070円です。

(平成17年7月31日までの上限額は14,430円、下限額は2,110円)

※支給単位期間の初日が平成17年4月1日以降のものについて対象となります。

この上限額・下限額は、毎年8月1日に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

支給日数

- ① 休業終了日を含まない支給対象期間・・・・・・・・・・30日
- ② 休業終了日を含む支給対象期間・・・・・・・・・・暦の日数

介護休業期間中に事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金が、休業開始時の賃金月額（賃金日額に支給日数を乗じた額）の

- ① 40%以下の場合・・・・・・・・・・賃金月額（賃金日額に支給日数を乗じた額）の40%相当額を支給
- ② 40%を超えて80%未満の場合・・・・・・・・（賃金額+介護休業給付金）が賃金月額（賃金日額に支給日数を乗じた額）の80%に達するまで支給
- ③ 80%以上の場合・・・・・・・・支給されません。

（支給額の例）

◎ 休業開始時の賃金日額が7千円で…

（1）支給単位期間中は無給の場合（40%以下）

$7,000 \times 30 \text{日} \times 40\% = 84,000 \text{円}$ 支給額は84,000円となります。

（2）支給単位期間中に賃金が15万円支払われた場合（40%を超えて80%未満）

$7,000 \times 30 \text{日} \times 80\% = 168,000 \text{円}$ （休業開始時の賃金月額の80%）

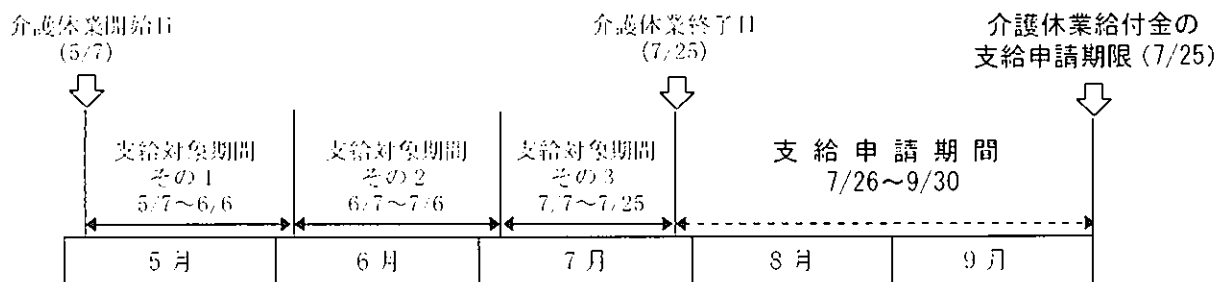
$168,000 - 150,000 = 18,000 \text{円}$ 支給額は18,000円になります。

（3）支給単位期間中に賃金が17万円支払われた場合（80%超）は、支給されません。

6. 支給対象期間

- （1）介護休業開始日から翌月の介護休業開始日に応答する日の前日までの1ヶ月間を支給単位期間とする。（同一の対象家族について同一の要介護状態については3ヶ月が限度）
- （2）対象介護休業を終了したときは、介護休業を終了した日までの期間

（例示）介護休業開始日5月7日・介護休業終了日7月25日の場合



Ⅱ 「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（介護）」の提出

「賃金月額証明書」の提出について

雇用する被保険者が介護休業を開始したときは、次の手続が必要です。

提出種類	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（介護）」（賃金月額証明書）
確認書類	賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出期限	雇用する被保険者が休業を開始した日の翌日から10日以内 ただし、事業主が被保険者に代わって「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時（支給申請書の提出期限まで）に、提出することができます。

被保険者が家族を介護するための介護休業を開始した場合は、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に「賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ただし、事業主が被保険者に代わって「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時に（支給申請書の提出期限までに）提出することができます。

Ⅲ 介護休業給付の支給申請手続き

1. 介護休業給付金の支給申請手続き

雇用する被保険者が、介護休業給付の支給を受けるときは、次の手続が必要です。

提出書類	「介護休業給付金支給申請書（支給申請書）」 「支給申請に係る承諾書」
確認書類	① 被保険者が事業主に提出した介護休業申出書（P.60の参考様式参照） ② 介護対象家族の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類（住民票記載事項証明書等） ③ 介護休業の開始日、終了日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿、タイムカード等） ④ 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等） ※被保険者本人が提出する場合は、事業主が本人に交付する「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票」「介護休業取扱通知書」（P.61の参考様式参照）及び上記②～④を添付してください。
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出時期	介護休業終了日（介護休業期間が3ヵ月以上にわたるときは介護休業開始日から3ヵ月を経過した日）の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日まで
提出者	被保険者又は事業主（なお、できるだけ事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、事業主の方が提出するようにしてください。）

2. 2回目以降の介護休業給付金の支給申請手続き

雇用する被保険者が、2回目以降の支給を受けるときは、次の手続きが必要です。

提出書類 「介護休業給付金支給申請書（支給申請書）」

「支給申請に係る承諾書」

- 確認書類**
- ① 被保険者が事業主に提出した介護休業申出書（P. 60の参考様式参照）
 - ② 介護対象家族の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類（住民票記載事項証明書等）
 - ③ 介護休業の開始日、終了日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿、タイムカード等）
 - ④ 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等）

※被保険者本人が提出する場合は、事業主が本人に交付する「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票」「介護休業取扱通知書」（P. 61の参考様式参照）及び上記②～④を添付してください。

提出先 事業所の所在地を管轄するハローワーク

提出時期 介護休業終了日（介護休業期間が3ヵ月以上にわたるときは介護休業開始日から3ヵ月を経過した日）の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日まで

提出者 被保険者又は事業主（なお、できるだけ事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、事業主の方が提出するようにしてください。）

被保険者が家族を介護するための介護休業を開始した場合は、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に「賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ただし、事業主が被保険者に代わって「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時に（支給申請書の提出期限までに）提出することができます。

(1) 介護休業給付金の支給を受ける場合について

介護休業給付金の支給を受けることができるのは、各支給単位期間について、「支給要件」(P.64)を満たすときです。

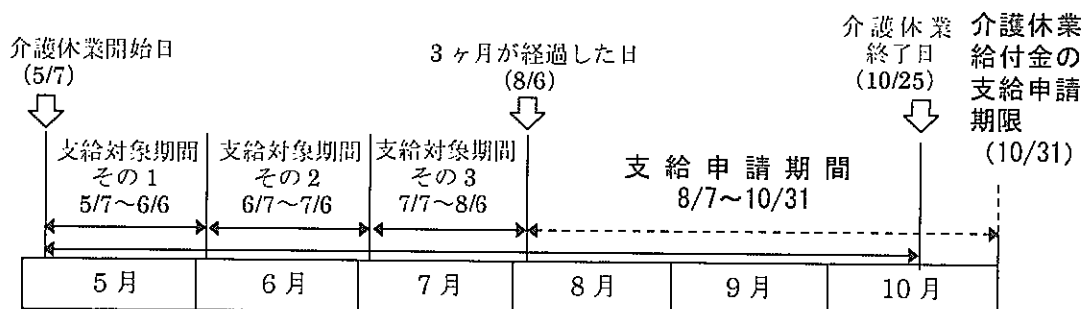
(2) 支給申請の時期について

支給申請は、介護休業終了日（介護休業期間が3ヵ月以上にわたるときは介護休業開始日から3ヵ月経過した日）の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。ただし、対象介護休業の取得中に被保険者資格の喪失があった場合は、最後の支給対象期間の末日の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までです。

この支給申請の時期を徒過した場合、天災その他やむを得ない理由があるものを除き、原則として支給できませんのでご注意ください。

なお、支給申請は、他の雇用継続給付等に係る支給申請と同時に、休業終了日の属する月の直後の奇数月又は偶数月にできるだけ申請してください。

(例示) 介護休業開始日 5月7日・介護休業開始日から3ヵ月経過した日 8月6日・介護休業終了日 10月25日の場合



(3) 支給・不支給決定の通知について

支給決定した場合は、支給額等が記載された「介護休業給付金支給決定通知書」を、不支給決定した場合は「介護休業給付金不支給決定通知書」が交付されます。

(4) 支払方法について

介護休業給付金は、支給申請書により指定された金融機関（除く郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行）の申請者本人名義の普通預（貯）金口座に振り込まれます。

普通預（貯）金口座以外の口座を指定すると給付金の振込ができませんのでご注意ください。

なお、他の雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付）又は他の雇用保険の給付（基本手当等）の支給を口座振込により受けたことのある方については、変更の届出がない限り、前に指定された口座に振り込まれます。

(5) 支給申請に係る承諾書について

事業所において初めて雇用継続給付の申請を行う場合は、支給申請時に「支給申請に係る承諾書」を添付してください。委託を受けた事業主が当該事業所の被保険者分をまとめて提出するようご協力をお願いします（P.80参照）。

Ⅳ 介護休業給付各種申請書等の記載例及び通知例

1 「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（介護）」の記載例

2 枚目左欄外「捺印」

当該証明書の提出時に誤記載が発見されたときに備えて、事業主印を押印してください。

⑦欄「休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

一般被保険者として休業を開始した場合は、「短時間以外」を短時間労働被保険者として休業を開始した場合は「短時間」を○で囲んでください。

また、「休業等を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。

その他は、離職証明書の記載要領に準じて、2年間について記入してください。

⑧欄「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

⑦欄の期間における賃金の支払の基礎となった日数を記入してください。

有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨欄「賃金支払対象期間」

最上段には、休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間記入してください。

⑩欄「賃金に関する特記事項」

3ヶ月以内の期間ごとに支払われる賃金（特別の賃金）について記入してください。

該当がない場合には斜線を引いてください。

様式第10号の4

雇用保険被保険者 **休業開始時**

短時間労働者

① 被保険者番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0 0
② 事業所番号	9 9 9 9 - 0 0 0 0 0 1 - 0
③ 名称	(株) 東京保険
事業所所在地	文京区後楽2-5-1
電話番号	03-3818-8309
この証明書の記載は、事实上相違ないことを証明します。	
住所	文京区後楽2-5-1
事業主氏名	(株) 東京保険 代表取締役 東京 太郎

休業等を開始した日

④ 休業等を開始した日	3月21日	⑤ 短時間労働者	○
2月21日～	1月21日～	2月21日～	1月21日～
1月21日～	2月20日	31日	1月21日～
12月21日～	1月20日	31日	12月21日～
11月21日～	12月20日	30日	11月21日～
10月21日～	11月20日	31日	10月21日～
9月21日～	10月20日	30日	9月21日～
8月21日～	9月20日	31日	8月21日～
7月21日～	8月20日	31日	7月21日～
6月21日～	7月20日	30日	6月21日～
5月21日～	6月20日	31日	5月21日～
4月21日～	5月20日	30日	4月21日～
3月21日～	4月20日	31日	3月21日～
月 日～	月 日	日	月 日～
月 日～	月 日	日	月 日～
月 日～	月 日	日	月 日～
月 日～	月 日	日	月 日～

賃金支払対象期間

定賃金に関する特記事項

⑩ (休業開始時における) 雇用期間

イ 定めなし ロ 定めあり

社会保険労務士 東京 太郎

氏名

電話番号

『金月額証明書 (安定所提出用) (育児・介護)』
 臨時賃金証明書

氏名	アズマ キョウコ	開始した日の年	平成 17	月	3	日	21
住所又は居所	〒 136-0081 東京都豊島区豊島7-28-1						
電話番号	(03) 1203 - 4567						

前月の賃金支払状況等	金額	支払日
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
200,000		
180,000		
180,000		
180,000		

休業開始日 (年 月 日) まで (休業開始日を含めて 年 月 日)

④欄「休業等を開始した日の年月日」

被保険者が対象家族の介護をするための休業を開始した日を記入してください。

⑩欄「⑨の基礎日数」

⑨欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪欄「賃金額」

月給者は①欄に、日給者は②欄に記入しますが、日給者に月極めで支払われる賃金(家族手当等)は①欄に記入し、合計額を計欄に記入してください。

①欄又は②欄の記載のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫欄「備考」

⑦欄から⑩欄の参考となることを記入してください。
 例・賃金未払いがある場合
 ・雇用調整助成金を受けている場合
 ・出産等で引き続き30日以上賃金の支払いがない場合
 ・休業手当が支払われたことがある場合、等

2枚目「休業等を開始した者の確認印又は自筆による署名」

記載事項に相違ないことを被保険者に確認させたい。押印又は自筆による署名のいずれかにより記載させてください。

介護休業給付制度

2 「介護休業給付金支給申請書」の記載例

様式第33号の6 介護休業給付金支給申請書

15、18、21欄 支給対象期間
それぞれの支給対象期間の初日及び末日を記入してください。

24欄 介護休業終了日
介護休業期間が3ヵ月未満の場合に記入してください。

25欄 終了事由
20欄の介護休業終了日に記入した場合は、25欄の終了の理由をコード番号で記入してください。

17、20、23欄 支払われた賃金額
15、18、21欄の支給対象期間において、支払われた賃金の額を記入してください。
その賃金には、介護休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。

16欄 事業所(所在地)、事業主名欄
記載事実の誤りのないことを証明してください。

申請者氏名欄
被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。

933 17.4 SK

欄	項目	記載例
1	介護保険者番号	10601
2	被保険者番号	1234-567890-0
3	介護保険者となった年月日	平成17年04月01日
4	介護休業開始日	平成17年03月21日
5	介護休業終了日	平成17年05月21日
6	介護休業期間その1 (初日-末日)	平成17年03月21日-04月20日
7	介護休業期間その2 (初日-末日)	平成17年04月21日-05月20日
8	介護休業期間その3 (初日-末日)	平成17年05月21日-06月20日
9	介護休業期間その4 (初日-末日)	平成17年06月21日-07月20日
10	介護休業終了日	平成17年07月21日
11	介護休業終了事由	1 (介護休業期間が3ヵ月未満の場合)
12	支払われた賃金額	0円
13	支払われた賃金額	0円
14	支払われた賃金額	0円
15	支払われた賃金額	0円
16	事業所(所在地)、事業主名欄	東京都港区1-1-1 株式会社 代表取締役 東京 大蔵 東 京子
17	支払われた賃金額	0円
18	支払われた賃金額	0円
19	支払われた賃金額	0円
20	支払われた賃金額	0円
21	支払われた賃金額	0円
22	支払われた賃金額	0円
23	支払われた賃金額	0円
24	介護休業終了日	平成17年07月21日
25	介護休業終了事由	1 (介護休業期間が3ヵ月未満の場合)

払渡希望金融機関指定届 欄

払渡しを希望する申請者本人名義の普通預（貯）金口座の金融機関の名称等を記入し、金融機関の確認印を受けてください（普通預（貯）金口座以外の口座を指定すると給付金の振込みができませんのでご注意ください）。

なお、給付金が振込みできない金融機関は次のとおりです。

- ・ 郵便局、インターネットバンク、一部の外資系銀行
- ・ 最近新設された金融機関の店舗など一部の金融機関については、ハローワークのコンピューターに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

3 「介護休業給付金支給決定通知書」の例

161

介護休業給付金支給・不支給決定通知書

被保険者番号	1234-567890-0	氏名	アズマ キョウコ		性別	生年月日	被保険者となった年月日
事業所番号	9999-000001-0		東京都		女	3-431030	610401
対象家族の氏名	アズマ キョウヤ		家族の性別	対象家族の続柄		対象家族の生年月日	
	東京都		男	父母		3-100318	
休業開始日	休業終了日	終了事由	支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の40%	
170321			170321	170620	199,980	79,992	
支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号)			1234001-1586092				

通 知 内 容	介護休業給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。			
	支給対象期間	休業日数	賃金支払額	支給金額
	170321-170420	31日	0円	79,992円
	170421-170520	30日	0円	79,992円
	170521-170620	31日	0円	79,992円
	合計金額 239,976円			
	支給終了(介護休業開始日から3カ月を経過する日)			

管轄公共職業安定所の所在地

〒112-8577

文京区後楽1-9-20

TEL03-3812-8609

電話番号

交付 平成 16年 6月 26日

飯田橋 公共職業安定所



954 SY

介護休業給付制度

(参考様式)

介護休業申出書

(事業所名)

(事業主名) _____ 段

(申出日) 平成 年 月 日

(申出者) (所属) _____

(氏名) _____ 印

私は、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 介護対象の家族の状況	(1) 氏名 _____ (2) 本人との続柄 _____ (3) 同居・扶養の状況 同居し扶養を _____ している・していない (4) 介護を必要とする理由 _____
2 介護休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで 備考 _____ (1) 休業開始日予定日の2週間前に申し出て いる・いない → 申出が遅れた理由 _____ (2) 1と同じ家族について介護休業の申出を撤回したことが ない・ある _____ (3) 1と同じ家族について介護休業したことが ない・ある → 平成 年 月 日から 年 月 日まで 再従の休業の理由 _____ (4) 1と同じ家族について介護短時間勤務をしたことが ない・ある → 平成 年 月 日から 年 月 日まで
3 申出に係る状況	(記入上の注意) 1-1(1)は、介護対象の家族が申出者の祖父、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。 1-1(4)は、介護対象の家族が、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護 (歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な援助を要すること)を必要とする状態にあることを、同時に記入して ください。(例：〇〇病によって要たきりとなり、歩行、排泄、食事、入浴、看護のために、常時、介助が必要) (注) 育児・介護休業法第1条第2項及び施行規則においては、労働者は、介護休業を取得する場合は、その事業主に書面（介護休業申出 書）によって申出をしなければならぬ旨が規定されています。 介護休業申出書の様式自体に特に定めはありませんが、上記様式を参考にしてください。 なお、詳しくは、都道府県労働局雇用均等室にお尋ねください。

(参考様式)

介護休業取扱通知書

(申出者) (所属)

(氏名) _____ 段

(通知日) 平成 年 月 日

(事業所名)

(事業主名) _____ 印

あなたが平成 年 月 日にされた介護休業についての申出について、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 介護休業の期間等	適正な申出がされたので、申出とおり平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで介護休業をさせていただきます。 申し出た期日が遅かった（休業開始予定日の2週間前以降）ので休業開始日を平成 年 月 日（終了日平成 年 月 日）としてください。 あなたは介護休業の対象者でないので介護休業をすることはできません。
2 介護休業期間中の取扱い等	(1) 介護休業期間中の給与は () となります。 (2) 身分は () 所属のままとします。 (3) あなたの社会保険料本人負担分は、() 月現在で1月(約)円ですが、介護休業を開始することにより()月からは給与から天引きができなくなり、月ごと、月ごとに会社から支払請求書を送付します。指定された日までに下記に振り込みか、()に持参してください。 (4) 地方税については、市区町村より直接納税通知書が届きますので、それにしたがつて支払ってください。 (5) 職場復帰プログラムを受講できますので、希望する場合は、()に申し出てください。
3 介護休業後の労働条件	(1) 介護休業後のあなたの基本給は ()円です。 (2) 平成 ()年 ()月の給与については算定対象期間に ()日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。 (3) 退職金の計算に当たっては、介護休業期間も勤務したものとみなして勤続年数を計算します。 (4) 復帰後は原則として ()で介護休業をする前と同じ職務についていた給与が適用されますが、休業終了後2週間前までに正式に決定し通知します。 (5) あなたの ()年度の有給休暇はあと ()日ありますので介護休業期間を除き平成 ()年3月31日までの間に取得してください。 次年度の有給休暇は今後 ()日以上欠勤がなければ、繰越し分を除いて ()日請求できます。
4 その他	(1) 申出に係る家族を介護しなくなる等あなたの介護休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に ()あてに電話連絡をして下さい。この場合の介護休業終了後の出勤日としては、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合っ合して決定していただきます。 (2) 介護休業期間中については会社の福利厚生施設を利用することができます。

(注) 育児・介護休業法17条第2項及び施行規則には、事業主は、労働者が介護休業の申出をしたときは、その労働者に対して、①労働者の介護休業中における待遇に関する事項、②介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項、③その他の事項（介護対象家族の死亡等により介護休業が終了した場合における労働復旧期間に関する事項、社会保険料の労働者負担分を事業主に支払う方法）の取扱いを要面（介護休業取扱通知書）の交付によって明示するよう努めなければならぬこととされています。
介護休業取扱通知書の様式自体に特に定めはありませんが、上記様式を参考にしてください。
なお、詳しくは、都道府県労働局雇用均等室にお尋ねください。

V 介護休業給付に関するQ&A

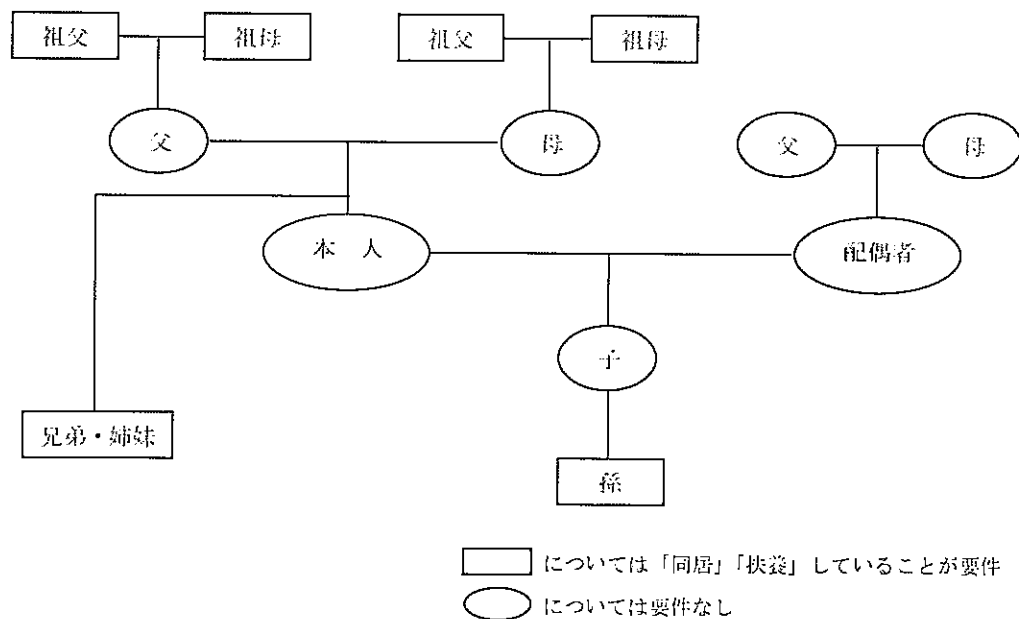
Q1 対象家族が「祖父母」、「兄弟姉妹」又は「孫」である場合は、被保険者と同居し、かつ、被保険者が扶養していることが必要となりますが、「同居」と「扶養」とはどのような状態をいうのですか？

A 「同居」とは、被保険者が世帯を同じくしている場合のほか、介護のために別居していた家族の家に泊り込む場合や、別居していた家族を当該被保険者宅に引き取る場合も含まれます。

また、「扶養」とは、主として当該被保険者が経済的援助をすることにより対象家族の生計を維持させることをいい、所得税法第2条にいう「扶養家族」の「扶養」と同じ意味です。

(対象家族の範囲)

介護休業の取得対象となる家族の範囲は以下の図のとおりです。



Q2 父が3ヵ月ほど介護が必要な状態になるので、介護休業を取得したいと思います。しかし、最初の10日間介護すれば、その後は病院に入院して看護を得られるため、10日間だけ休みたいと思います。介護休業は、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するための休業だということですが、10日間だけでは介護休業を取得し、介護休業給付を受給することはできないでしょうか？

A 介護休業の期間は2週間以上である必要はありません。ここでいう「2週間」とは、介護休業の対象となる期間ではなく、あくまでもお父さんが常時介護を必要とする期間をいうものであり、その期間中には病院等への入院や他の介護者による介護が行われ、本人が介護休業を取得する必要がない可能性もあります。ですから10日間だけ介護休業を取得し、介護休業給付を受給することも可能です。

Q3 母の介護のために私と妹が同時に介護休業を取得した場合、介護休業給付を2人とも受給することはできますか？

A それぞれが要件を満たせば受給することは可能です。

Q4 介護休業給付の支給対象期間中に65歳に達して高年齢継続被保険者になった場合、そこで支給終了となるのでしょうか？

A 65歳に達する前に対象介護休業を開始していれば、当該対象介護休業が終了するまでの全支給対象期間の受給が可能です。

Q5 介護休業給付金は課税されますか？

A 介護休業給付金は課税の対象とはなりません。

Q6 介護休業を5月1日から行う場合介護休業給付金はいつまで受給可能ですか？

A 同一の要介護状態については3ヶ月を限度に1回限りなので、5月1日から開始の場合には7月31日までとなります。

また、2度目の介護休業給付を受ける場合は

5月1日～5月31日・・・30日分

6月1日～6月30日・・・30日分

7月1日～7月31日・・・31日分（休業終了日を含むので暦の日数）

合計・・・・・・・・・・91日

残り・・・・・・・・・・2日は同一の要介護状態でない休業について受給することができます。

Q7 介護休業給付金を50日受給したのですが、2度目の介護休業給付金を受けるのに期限はありますか？

A 介護休業給付を受けるまでの期間に制限はありません。要件を満たせば受給することができます。

Q8 わたしは契約社員として3年働いています。契約の期間は会社の閑散期をはずした9月から6月までです。7・8月は雇用保険には加入していないのですが、介護休業終了後の1年以上の雇用の見込みはどうなりますか？

A 期間雇用者の雇用の見込みは被保険者でない期間が3ヶ月以内であれば見込みがあると判断します。

4 雇用継続給付の受給資格者が死亡した場合

雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）の受給資格者が死亡した場合は、

高年齢雇用継続給付については、死亡した日の属する月の前月まで
育児休業給付及び介護休業給付については、
死亡した日の属する支給単位期間の前の支給単位期間まで

について遺族が支給の請求を行うことにより受給することができます。

これを「未支給継続給付（未支給高年齢雇用継続給付・未支給育児休業給付・未支給介護休業給付）」といいます。

この請求は、死亡したことを知った日の翌日から1ヵ月以内に行わなければなりません。
詳しくは、ハローワークにおたずねください。

5 雇用継続給付の不正受給について

1. 不正受給について

本来、雇用継続給付の支給を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により雇用継続給付の支給を受けたり、又は支給を受けようとした場合（現実に雇用継続給付を受けたか否かは問いません。）は、不正受給の処分を受けることとなります。

不正な手段とは、例えば

- ① 偽った年齢や休業の申告をすること
- ② 偽りの記載をした賃金月額証明書・支給申請書を提出すること
- ③ 各種の確認書類を偽造又は改ざんして提出すること
- ④ その他

などがあります。

2. 不正受給の処分について

- ① 不正のあった日から、雇用継続給付の支給を受ける権利がなくなります（支給停止）。
- ② 不正な行為により支給を受けた金額は、全額返還しなければなりません（返還命令）。
- ③ さらに悪質な場合には、不正な行為により支給を受けた金額の2倍の金額の納付が命ぜられます（納付命令）。

この場合には、②とあわせて、不正受給した金額の3倍の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合には、財産の差し押さえが行われる場合があります。

また、詐欺罪などにより処罰されることがあります。

3. 事業主の連帯責任について

事業主が虚偽の申請書等を提出した場合等は、事業主も連帯して返還命令処分等を受けることとなります。

4. ハローワークによる調査

偽りの申請など不正受給の疑いがある場合には、ハローワークによる調査が行われます。

不正受給とならないためにも、申請書等の記載内容について少しでもわからないことがある場合には、ハローワークにおたずねください。

6 雇用保険審査制度

安定所長が行った雇用継続給付に関する処分（不支給の決定など）について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、「雇用保険審査官」に審査の請求をすることができます。これを「審査請求」といいます。審査請求は、ハローワークを通じ、又は直接雇用保険審査官に申し出てください。

＜東京労働局雇用保険審査官室＞

所在地：〒112-8581 東京都文京区後楽2-5-1

電話： 03 (3818) 8867

資 料

- I 「雇用継続給付の手続きを事業主が行うことについての承諾書」の参考例
- II 高年齢雇用継続給付に係る賃金の低下率と支給率の対応表
- III 高年齢雇用継続給付の支給額早見表（平成16年8月現在）
- IV 育児休業給付に係る休業開始日早見表
- V 期間雇用者の育児・介護休業に係る報告

I 「雇用継続給付の手続きを事業主が行うことについての承諾書」の参考例

高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に係る承諾書

事業所の名称	承諾成立年月日	事業所の所在地	
株式会社 東京保険	平成16年4月16日	文京区後楽 2-5-1 電話番号 03(3818)8309	
	承諾の当事者である労働組合の名称又は労働者代表の氏名	東京保険労働組合 星野一郎	
A、Bいずれか該当するものに丸をつけてください。			
①	事業主を通じて支給申請を行うことについて、労働者の過半数を代表する労働組合との間で書面による協定が結ばれています。	B	労働者の過半数を代表する労働組合がないが、労働者の過半数を代表する者との間で、事業主を通じて支給申請を行うことについて書面による協定が結ばれています。

平成16年6月12日

(株)東京保険
代表取締役
事業主氏名 東 東 太 郎 ④

飯 田 橋 公共職業安定所長 殿

- 1 この高年齢雇用継続給付（育児休業給付、介護休業給付）の支給申請に係る承諾書は、原則として、最初の高年齢雇用継続給付（育児休業給付、介護休業給付）に係る支給申請時に貴事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。
- 2 高年齢雇用継続給付、育児休業給付又は介護休業給付のいずれか該当しない部分については、二本線で消してください。

II 高年齢雇用継続給付に係る賃金の低下率と支給率の対応表

高年齢雇用継続給付の給付金の支給額は、支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金を含む）と60歳到達時等の賃金月額と比較し、対象月に支払われた賃金に乗ずることにより求められます。

低下率(%)	支給率(%)	低下率(%)	支給率(%)
75.00	0.00	68.00	6.73
74.75	0.22	67.75	6.99
74.50	0.44	67.50	7.26
74.25	0.66	67.25	7.53
74.00	0.88	67.00	7.80
73.75	1.11	66.75	8.08
73.50	1.33	66.50	8.35
73.25	1.56	66.25	8.63
73.00	1.79	66.00	8.91
72.75	2.02	65.75	9.19
72.50	2.25	65.50	9.48
72.25	2.49	65.25	9.77
72.00	2.72	65.00	10.05
71.75	2.96	64.75	10.35
71.50	3.20	64.50	10.64
71.25	3.44	64.25	10.94
71.00	3.68	64.00	11.23
70.75	3.93	63.75	11.53
70.50	4.17	63.50	11.84
70.25	4.42	63.25	12.14
70.00	4.67	63.00	12.45
69.75	4.92	62.75	12.76
69.50	5.17	62.50	13.07
69.25	5.43	62.25	13.39
69.00	5.68	62.00	13.70
68.75	5.94	61.75	14.02
68.50	6.20	61.50	14.35
68.25	6.46	61.25	14.67
		61.00	15.00

※ 旧制度対象者についての対応表

低下率(%)	支給率(%)	低下率(%)	支給率(%)	低下率(%)	支給率(%)
85.00	0.00	78.00	6.84	71.00	15.02
84.75	0.22	77.75	7.10	70.75	15.35
84.50	0.45	77.50	7.37	70.50	15.67
84.25	0.68	77.25	7.64	70.25	16.00
84.00	0.91	77.00	7.92	70.00	16.33
83.75	1.14	76.75	8.19	69.75	16.66
83.50	1.37	76.50	8.47	69.50	16.99
83.25	1.60	76.25	8.74	69.25	17.33
83.00	1.84	76.00	9.02	69.00	17.67
82.75	2.07	75.75	9.30	68.75	18.01
82.50	2.31	75.50	9.59	68.50	18.35
82.25	2.55	75.25	9.87	68.25	18.70
82.00	2.79	75.00	10.16	68.00	19.05
81.75	3.03	74.75	10.45	67.75	19.40
81.50	3.27	74.50	10.74	67.50	19.75
81.25	3.52	74.25	11.03	67.25	20.11
81.00	3.76	74.00	11.33	67.00	20.47
80.75	4.01	73.75	11.62	66.75	20.83
80.50	4.26	73.50	11.92	66.50	21.20
80.25	4.51	73.25	12.22	66.25	21.56
80.00	4.76	73.00	12.52	66.00	21.93
79.75	5.02	72.75	12.83	65.75	22.31
79.50	5.27	72.50	13.14	65.50	22.68
79.25	5.53	72.25	13.45	65.25	23.06
79.00	5.79	72.00	13.76	65.00	23.44
78.75	6.05	71.75	14.07	64.75	23.83
78.50	6.31	71.50	14.39	64.50	24.22
78.25	6.57	71.25	14.70	64.25	24.61
				64.00	25.00

Ⅲ 高年齢雇用継続給付の支給額早見表（平成17年8月現在）

60歳時	31万円	32万円	33万円	34万円	35万円	36万円	37万円	38万円	39万円	40万円	42万円	44万円	46万円	48万円	50万円
60歳以上	309,990	319,980	330,000	339,990	349,980	360,000	369,990	379,980	390,000	399,990	420,000	439,980	452,100	452,100	452,100
15万円	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
16万円	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
17万円	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
18万円	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
19万円	27,778	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500
20万円	21,240	26,140	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
21万円	14,700	19,593	24,507	29,400	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500
22万円	8,162	13,068	17,974	22,858	27,764	32,692	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
23万円	0	6,532	11,431	16,330	21,229	26,151	31,050	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500
24万円	0	0	4,896	9,792	14,688	19,608	24,504	29,400	34,296	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
25万円	0	0	0	3,275	8,175	13,075	17,975	22,875	27,775	32,675	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500
26万円	0	0	0	0	0	6,552	11,440	16,354	21,242	26,130	35,958	39,000	39,000	39,000	39,000
27万円	0	0	0	0	0	4,914	9,774	14,715	19,602	24,493	34,244	40,500	40,500	40,500	40,500
28万円	0	0	0	0	0	0	3,248	8,176	13,076	22,876	32,676	38,612	38,612	38,612	38,612
29万円	0	0	0	0	0	0	0	0	6,525	16,327	26,129	32,045	32,045	32,045	32,045
30万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,810	19,620	25,530	25,530	25,530	25,530
31万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,255	13,051	19,003	19,003	19,003	19,003
32万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,528	12,480	12,480	12,480	12,480
33万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,940	5,940	5,940	5,940
34万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

60歳時	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円	21万円	22万円	23万円	24万円	25万円	26万円	27万円	28万円	29万円	30万円
60歳以上	120,000	139,980	159,990	180,000	199,980	210,000	219,990	229,980	240,000	249,990	259,980	270,000	279,990	289,980	300,000
6万円	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
7万円	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
8万円	6,536	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
9万円	0	9,801	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
10万円	0	3,260	13,070	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
11万円	0	0	6,534	16,346	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
12万円	0	0	0	9,804	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
13万円	0	0	0	3,276	13,052	17,979	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
14万円	0	0	0	0	6,524	11,438	16,338	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
15万円	0	0	0	0	4,905	9,810	14,700	19,605	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
16万円	0	0	0	0	0	3,264	8,160	13,072	17,968	22,864	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
17万円	0	0	0	0	0	0	0	6,545	11,441	16,337	21,250	25,500	25,500	25,500	25,500
18万円	0	0	0	0	0	0	0	0	4,896	9,792	14,706	19,602	24,498	27,000	27,000
19万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,268	8,170	13,072	17,974	22,876	22,876
20万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,540	11,420	16,340	16,340
21万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,893	9,807	9,807
22万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,278
23万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)太線より上は支給率15%。また、60歳時の賃金欄のうち上段は60歳時に専業主から受けていた1ヵ月あたりの平均賃金、下段は実際に安定所において実際に登録される賃金月額です。

※ 60歳到達時等の賃金月額について、算定された額が452,100円を超える場合は452,100円となります。

また、算定した額が62,100円を下回る場合は62,100円となります。

※ 支給限度額 339,484円(平成17年7月までは346,224円)

支払われた賃金額が支給限度額を超える場合は、給付金は支給されません。

支払われた賃金額と給付金との合計額が支給限度額を超える場合は、支給限度額から支払われた賃金額を減じた額が支給額となります。

※ 最低限度額 1,656円(平成17年7月までは1,688円)

給付金として算定された額が最低限度額を超えない場合は、給付金が支給されません。

旧制度対象者についての早見表

60歳時	31万円	32万円	33万円	34万円	35万円	36万円	37万円	38万円	39万円	40万円	42万円	44万円	46万円	48万円	50万円
60歳以下	309,990	319,980	330,000	339,990	349,980	360,000	369,990	379,980	390,000	399,990	420,000	439,980	459,990	480,000	499,980
15万円	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500
16万円	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
17万円	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500
18万円	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
19万円	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
20万円	48,360	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
21万円	40,761	47,229	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
22万円	33,132	39,622	46,090	52,558	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
23万円	25,507	31,993	38,456	44,942	51,405	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
24万円	17,904	24,384	30,840	37,320	43,776	50,280	56,736	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
25万円	10,275	16,750	23,225	29,725	36,175	42,675	49,125	55,625	62,100	62,500	62,500	62,500	62,500	62,500	62,500
26万円	2,678	9,126	15,626	22,100	28,548	35,048	41,522	47,996	54,470	60,944	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
27万円	0	0	7,992	14,472	20,925	27,432	33,912	40,365	46,872	53,325	66,258	67,500	67,500	67,500	67,500
28万円	0	0	0	6,832	13,328	19,796	26,264	32,732	39,256	45,724	58,660	70,000	70,000	70,000	70,000
29万円	0	0	0	0	5,713	12,180	18,676	25,143	31,610	38,106	51,040	64,003	72,500	72,500	72,500
30万円	0	0	0	0	0	4,590	11,040	17,520	24,000	30,480	43,410	56,400	69,330	75,000	75,000
31万円	0	0	0	0	0	0	3,410	9,889	16,368	22,847	35,805	48,732	61,721	74,679	75,635
32万円	0	0	0	0	0	0	0	2,272	8,768	15,232	28,192	41,120	54,080	65,635	65,635
33万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,623	20,592	33,528	46,464	55,635	55,635
34万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,954	25,874	38,862	45,635	45,635
35万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,355	18,270	31,220	35,635
36万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,656	23,616	25,635
37万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,034	15,635	15,635
38万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,635	5,635	5,635

60歳時	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円	21万円	22万円	23万円	24万円	25万円	26万円	27万円	28万円	29万円	30万円
60歳以下	126,300	139,980	159,990	180,000	199,980	210,000	219,990	229,980	240,000	249,990	259,980	270,000	279,990	289,980	300,000
6万円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
7万円	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
8万円	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
9万円	13,221	22,086	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
10万円	5,600	14,460	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
11万円	0	6,842	19,811	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500
12万円	0	0	12,192	25,140	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
13万円	0	0	4,563	17,524	30,459	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500
14万円	0	0	0	9,898	22,834	29,330	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
15万円	0	0	0	2,295	15,225	21,705	28,200	34,665	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500
16万円	0	0	0	0	7,600	14,096	20,560	27,040	33,520	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
17万円	0	0	0	0	0	6,477	12,937	19,414	25,908	32,385	38,845	42,500	42,500	42,500	42,500
18万円	0	0	0	0	0	0	5,328	11,790	18,288	24,768	31,212	37,710	44,172	45,000	45,000
19万円	0	0	0	0	0	0	0	4,161	10,659	17,138	23,617	30,096	36,556	43,035	47,500
20万円	0	0	0	0	0	0	0	0	3,060	9,520	15,980	22,480	28,940	35,420	41,900
21万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,911	8,358	14,847	21,336	27,783	34,293
22万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,238	13,728	20,174	26,686
23万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,072	12,558	19,044
24万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,944	11,424
25万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,825
26万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)太線より上は、支給率25%、また、60歳時の賃金欄のうち上段は60歳時に事業主から受けていた1ヵ月あたりの平均賃金、下段

- ※ 60歳到達時等の賃金月額について、算定された額が578,400円を超える場合は578,400円となります。
また、算定した額が126,300円(短時間労働被保険者である場合は、64,200円)を下回る場合は126,300円(短時間労働被保険者である場合は、64,200円)となります。

- ※ 支給限度額 385,635円
支払われた賃金が支給限度額を超える場合は、給付金は支給されません。
支払われた賃金と給付金との合計額が支給限度額を超える場合は、支給限度額から支払われた賃金額を減じた額が支給額となります。

- ※ 最低限度額 1,712円
給付金として算定された額が最低限度額を超えない場合は、給付金が支給されません。

IV 育児休業給付に係る休業開始日早見表

出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日	出産日	開始日						
1月1	2月27	2月1	3月30	3月1	4月27	4月1	5月28	5月1	6月27	6月1	7月28	7月1	8月1	8月27	9月1	10月28	10月1	11月27	11月1	12月28	12月1	1月27	
2	28	2	31	2	28	2	29	2	28	2	29	2	28	2	28	2	29	2	28	2	29	2	28
3	3月1	3	4月1	3	29	3	30	3	29	3	30	3	29	3	29	3	30	3	29	3	30	3	29
4	2	4	2	4	30	4	31	4	30	4	31	4	30	4	30	4	31	4	30	4	31	4	30
5	3	5	3	5	5月1	5	6月1	5	7月1	5	8月1	5	10月1	5	10月1	5	11月1	5	12月1	5	1月1	5	31
6	4	6	4	6	2	6	2	6	2	6	2	6	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	2月1
7	5	7	5	7	3	7	3	7	3	7	3	7	7	7	7	3	7	7	7	7	7	7	2
8	6	8	6	8	4	8	4	8	4	8	4	8	8	8	8	4	8	8	8	8	8	8	3
9	7	9	7	9	5	9	5	9	5	9	5	9	9	9	9	5	9	9	9	9	9	9	4
10	8	10	8	10	6	10	6	10	6	10	6	10	10	10	10	6	10	10	10	10	10	10	5
11	9	11	9	11	7	11	7	11	7	11	7	11	11	11	11	7	11	11	11	11	11	11	6
12	10	12	10	12	8	12	8	12	8	12	8	12	12	12	12	8	12	12	12	12	12	12	7
13	11	13	11	13	9	13	9	13	9	13	9	13	13	13	13	9	13	13	13	13	13	13	8
14	12	14	12	14	10	14	10	14	10	14	10	14	14	14	14	10	14	14	14	14	14	14	9
15	13	15	13	15	11	15	11	15	11	15	11	15	15	15	15	11	15	15	15	15	15	15	10
16	14	16	14	16	12	16	12	16	12	16	12	16	16	16	16	12	16	16	16	16	16	16	11
17	15	17	15	17	13	17	13	17	13	17	13	17	17	17	17	13	17	17	17	17	17	17	12
18	16	18	16	18	14	18	14	18	14	18	14	18	18	18	18	14	18	18	18	18	18	18	13
19	17	19	17	19	15	19	15	19	15	19	15	19	19	19	19	15	19	19	19	19	19	19	14
20	18	20	18	20	16	20	16	20	16	20	16	20	20	20	20	16	20	20	20	20	20	20	15
21	19	21	19	21	17	21	17	21	17	21	17	21	21	21	21	17	21	21	21	21	21	21	16
22	20	22	20	22	18	22	18	22	18	22	18	22	22	22	22	18	22	22	22	22	22	22	17
23	21	23	21	23	19	23	19	23	19	23	19	23	23	23	23	19	23	23	23	23	23	23	18
24	22	24	22	24	20	24	20	24	20	24	20	24	24	24	24	20	24	24	24	24	24	24	19
25	23	25	23	25	21	25	21	25	21	25	21	25	25	25	25	21	25	25	25	25	25	25	20
26	24	26	24	26	22	26	22	26	22	26	22	26	26	26	26	22	26	26	26	26	26	26	21
27	25	27	25	27	23	27	23	27	23	27	23	27	27	27	27	23	27	27	27	27	27	27	22
28	26	28	26	28	24	28	24	28	24	28	24	28	28	28	28	24	28	28	28	28	28	28	23
29	27	29	27	29	25	29	25	29	25	29	25	29	29	29	29	25	29	29	29	29	29	29	24
30	28	30	28	30	26	30	26	30	26	30	26	30	30	30	30	26	30	30	30	30	30	30	25
31	29	31	29	31	27	31	27	31	27	31	27	31	31	31	31	27	31	31	31	31	31	31	26

(注)産後休業期間に2月29日を含む場合は、休業開始日は1日前となります。

期間雇用者の 〔 育 児 介 護 〕 休業に係る報告

フリガナ 被保険者名 氏		被保険者 番号	-												-
--------------------	--	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記の者に係る雇用実績及び雇用見込は以下のとおりです。

※ 1又は2のいずれかを○で囲んでください。

1	<p>上記の者は、 休業開始時において1年以上雇用が継続しており、 かつ、 休業終了後労働契約が更新され、3年以上雇用が継続する見込みがある。</p>
2	<p>上記の者は、 休業開始時において労働契約が更新され、3年以上雇用が継続しており、 かつ、 休業終了後1年以上雇用が継続する見込みがある。</p>

※ 上記の雇用継続の見込みは、休業前の状態（本人の能力、勤務態度、事業所の経営状態等）が概ね継続することを前提とするものである。

なお、この報告は、上記の者について本報告に記載した期間、雇用継続することを保証するものではありません。

平成 年 月 日

_____ 公共職業安定所長 殿

事業所名（所在地）

事業主氏名

④

備 考	
------------------------------------	--